

# 第1章 総則

## 第1節 計画の策定及び推進について

### 1 計画の目的

三次市障害者計画（以下、「本計画」といいます。）は、障害のある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現のために、本市における障害福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく障害者福祉計画及び「障害者総合支援法」第88条に基づく障害福祉計画並びに「児童福祉法」第33条の20に基づく障害児福祉計画として策定するものです。

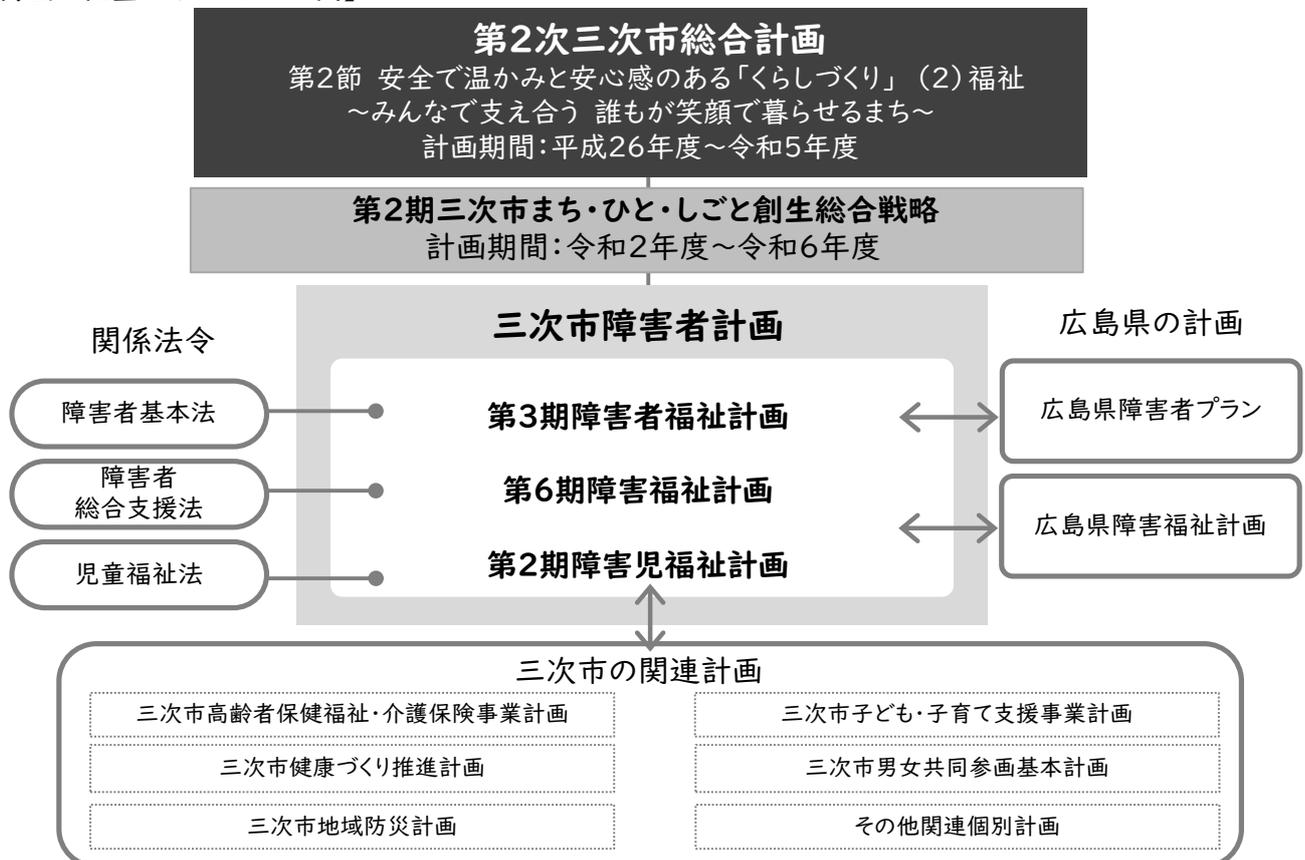
本市においては、障害者施策の総合的な展開を図るため、これら3つの計画を一体的に策定することとし、この計画名を「三次市障害者計画」とするものです。

併せて、「障害者福祉計画」については、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画としても位置づけけるとともに、「障害児福祉計画」については、「三次市子どもの未来応援宣言」の分野別計画として位置づけます。

また、本計画は、本市の最上位計画である「三次市総合計画」や「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合のとれた計画とするとともに、関連計画である「三次市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「三次市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障害者施策を推進するものとします。

さらに、「広島県障害者プラン」及び、「広島県障害福祉計画」との整合性を図るものとします。

#### 【計画の位置づけのイメージ図】



### 3 本計画における障害の定義

本計画における「障害」とは、認定されている身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、発達障害、高次脳機能障害<sup>※1</sup>、難病等により、継続的に日常生活または社会生活において相当な制限を受ける状態を含むものとしてします。

### 4 計画の期間

「第3期障害者福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、必要に応じて中間年に見直しを行うものとしてします。

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間としてします。

#### 【計画期間の図】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉計画	第3期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第6期障害福祉計画					
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画					

### 5 障害者施策に関する法改正等の動き

年	法改正等の内容
H23	<p><b>障害者基本法 一部改正（同年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者権利条約への批准に向け、障害者への障害を理由とした差別の禁止、また合理的配慮の提供など条約の趣旨を反映</li> </ul> <p><b>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」といいます。） 成立（平成24年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者への虐待の通報義務、虐待を受けた障害者に対する保護について規定</li> <li>「障害者虐待防止センター」設置について規定</li> </ul>
H24	<p><b>障害者総合支援法 成立（平成25年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の「障害者自立支援法」を改正・改称。</li> <li>従来の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改定</li> <li>障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や地域生活支援事業の実施事項についての障害福祉計画の策定について規定</li> </ul>
H25	<p><b>障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」といいます。）一部改正（平成28年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務</li> <li>精神障害者の法定雇用率の算定基礎の導入</li> </ul> <p><b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 一部改正（平成26年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止</li> <li>医療保護入院における入院手続き等の見直し</li> </ul> <p><b>障害者差別解消法 成立（平成28年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止</li> <li>行政機関及び民間事業者の責務について明記</li> <li>差別を解消するための支援措置等について規定</li> </ul>

<sup>1</sup> 交通事故や転倒などにより脳の一部分が損傷を受けることで生じた、記憶・意思・感情など高度な脳の機能障害のことをいいます。

年	法改正等の内容
H26	<p><b>難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」といいます。）成立（平成27年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難病の患者に対する医療費助成に関する法定化</li> <li>難病相談支援センターの設置, 訪問介護の拡充について規定</li> </ul> <p><b>障害者権利条約 批准</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准</li> <li>「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し, 保護し, 及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的</li> </ul>
H28	<p><b>児童福祉法 一部改正（平成29年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期からの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置について規定</li> <li>市町村において障害児福祉計画の策定を規定</li> <li>児童等に対する必要な支援を行うための拠点整備について規定</li> </ul> <p><b>障害者総合支援法 一部改正（平成30年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活援助, 就労定着支援のサービスを創設</li> <li>障害児の居宅訪問型発達支援サービスを創設</li> <li>障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）</li> <li>医療的ケアを要する障害児に対する支援</li> </ul> <p><b>発達障害者支援法 一部改正（同年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害の定義について規定</li> <li>市町村の責務として相談体制の整備を行う</li> </ul>
R元	<p><b>障害者雇用促進法 一部改正（令和2年施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主に対する給付制度の創設</li> <li>障害者雇用に関する優良事業主の認定制度</li> <li>障害者活躍推進計画の策定について規定</li> </ul>
R2	<p><b>高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」といいます。）一部改正（令和3年完全施行予定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化</li> <li>国民に向けた広報啓発の取組推進</li> </ul>

## 6 障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針のポイント

国においては、以下の項目を第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、基本指針見直しのポイントと成果目標を設定しています。

### 【国基本指針見直しの主なポイント】

• 地域における生活の維持及び継続の推進
• 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
• 相談支援体制の充実強化等
• 障害福祉人材の確保
• 福祉施設から一般就労への移行等
• 発達障害者等支援の一層の充実
• 障害者の社会参加を支える取組
• 「地域共生社会」の実現に向けた取組
• 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
• 障害福祉サービス等の質の向上

### 【国基本指針における成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）】

① 施設入所者の地域生活への移行	地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
	施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10の都道府県の水準）（新）
	精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
	退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上（H30年時点の上位10の都道府県の水準）
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④ 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍
	うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍
	就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
	医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実強化に向けた体制を確保
⑦ 障害福祉サービス等の質の向上	各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

※色の付いた所は、新たに設定された項目となります。

※国の基本指針となるため、一部都道府県のみにも適用される項目も含まれています。

## 7 計画の策定体制

### (1) 計画案の検討・審議

- 三次市障害者計画策定審議会（三次市障害者支援協議会）  
保健福祉、就労対策及び医療関係者、障害者及びその家族等で構成される審議会を設置し、計画策定に向けて幅広い審議・検討を行いました。
- 三次市障害者計画策定委員会  
副市長以下、関係する部長級の職員による委員会を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。
- 三次市障害者計画策定ワーキンググループ会議  
関係課の職員等によるワーキンググループ会議を設置し、計画策定にかかわる調査、分析等を行い内容の検討を行いました。

### (2) 障害のある人向けアンケート調査の実施

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施し、障害者手帳（身体・療育・精神）所持者のうち、532人から回答がありました。

### (3) 市民向けアンケート調査の実施

市民の福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施し、本市にお住まいの18歳以上の人、516人から回答がありました。

### (4) 障害福祉サービス等事業者調査の実施

障害福祉サービスの利用実態や今後の障害者施策に対する意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的として、市内で障害福祉サービス事業等を展開している事業者に対して調査を実施し、18法人から回答がありました。

### (5) 成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査の実施

市内の高齢者及び障害者の相談支援に関わる事業所における権利擁護の状況や課題について把握し、成年後見制度の利用支援等に向けた今後の協議や取組等の参考にすることを目的として、市内で障害者、高齢者の相談支援を行っている事業所及び障害者や高齢者が入所されている施設に対して調査を実施し、76事業所から回答がありました。

### (6) パブリック・コメントの実施

市民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に、計画案の内容等を広く公表し意見を募集するパブリック・コメントを令和3年1月13日から2月1日まで実施し、2通、5件のご意見がありました。

## 8 計画の推進体制

### (1) 計画の総合的な推進体制

#### ①関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

計画の推進体制にあたっては、障害者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災等の広範囲にわたることから、事務局である社会福祉課を中心に進捗管理を行うとともに、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な推進体制を確保します。

併せて、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域生活を支援する体制を整えていきます。

#### ②障害者支援協議会・障害者支援ネットワーク連絡会議

障害者団体や各種関係機関の代表者等で構成される三次市障害者支援協議会に対し、計画の進捗状況等を毎年度報告し、意見を求めるとともに、地域ネットワークの構築、社会資源の開発等の地域で支えるシステムづくりに関する協議・検討を行い、効果的な計画の推進に取り組みます。

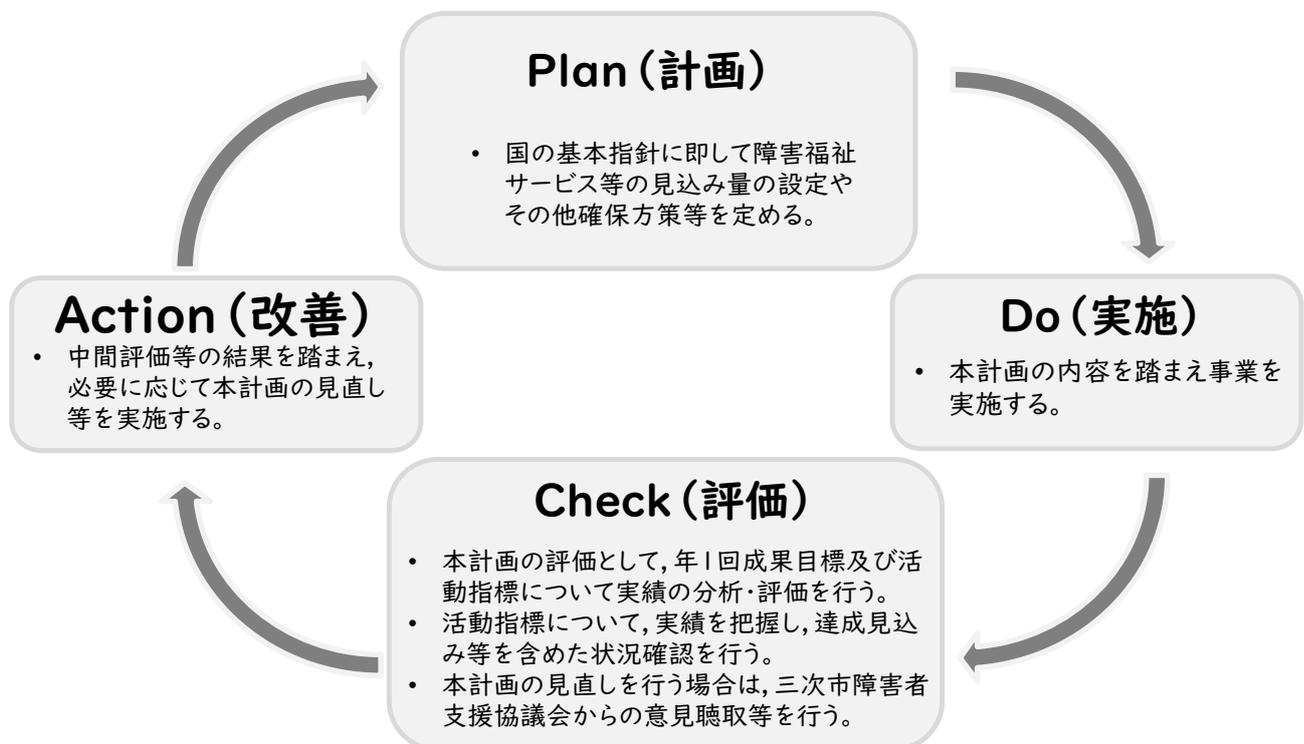
また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者支援ネットワーク連絡会議（相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会、療育・発達支援部会、差別解消支援部会）を開催し、充実した三次市障害者支援協議会の運営に努めます。

### (2) 計画の点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するため、各年度において、この計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績の取りまとめを行うとともに、PDCAサイクルに基づき、点検・評価を行います。

また、必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。

#### 【計画の点検・評価を行うためのPDCAサイクル図】



### (3) コンプライアンスの重視

障害福祉サービス事業者や各種関係機関に対し、障害者基本法及び関連法律を遵守し、適切な運営に資するよう社会福祉法人や事業所等への行政による指導・監督等の強化に努めます。

## 第2節 データから見る障害者を取り巻く現状

### 1 障害者及び障害児の状況

#### (1) 障害者の状況

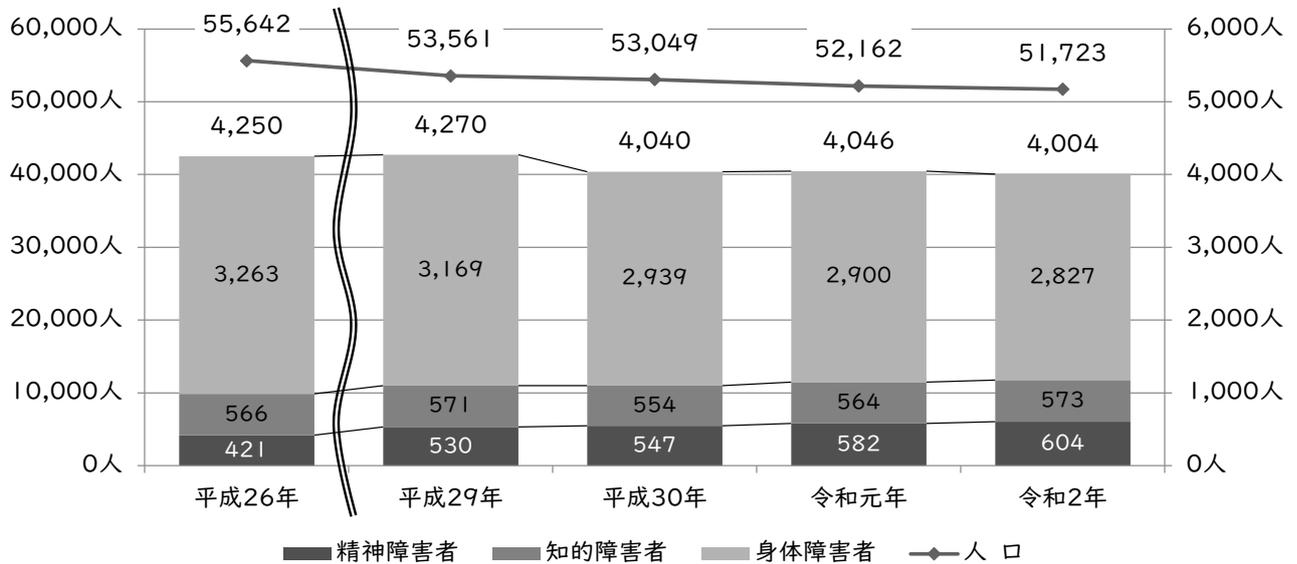
##### ①人口と障害者の推移

- 総人口は減少傾向にある中で、身体障害者は減少傾向、知的障害者は横ばい、精神障害者は増加傾向にあります。令和2年現在で、本市の約13人に1人が障害者手帳所持者となっています。
- 障害者手帳所持者の合計は減少傾向にありますが、総人口比で見ると横ばいになっています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	55,642	53,561	53,049	52,162	51,723
身体障害者	3,263	3,169	2,939	2,900	2,827
総人口比	5.9%	5.9%	5.5%	5.6%	5.5%
知的障害者	566	571	554	564	573
総人口比	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%
精神障害者	421	530	547	582	604
総人口比	0.8%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%
合計	4,250	4,270	4,040	4,046	4,004
総人口比	7.6%	8.0%	7.6%	7.8%	7.7%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害者実数とは一致しません。

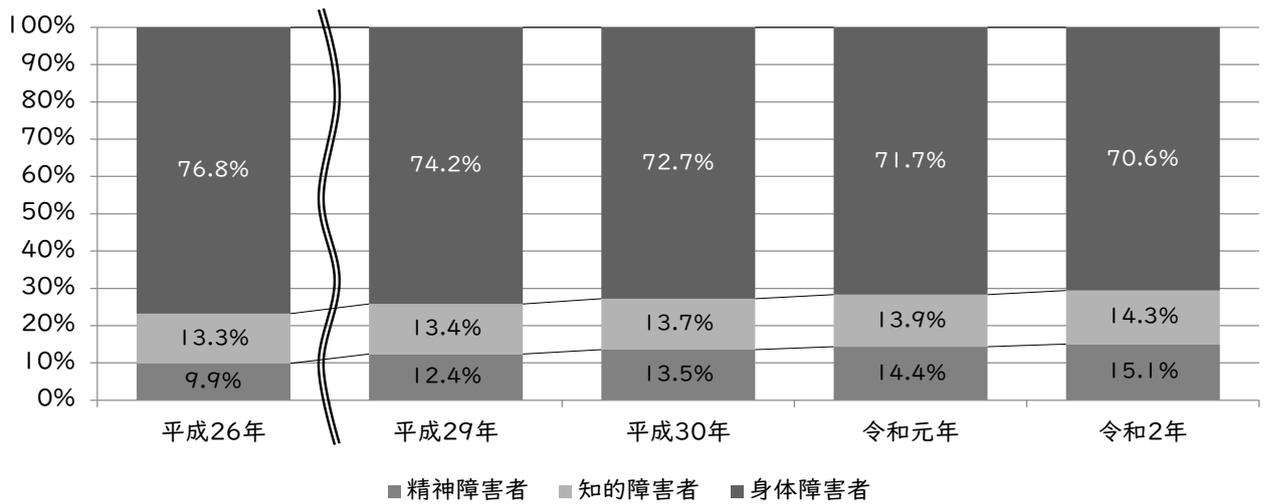


## ②障害者構成比

■ 身体障害者の割合が減少し、知的障害者及び精神障害者の割合が増加しています。

各年3月末現在

区分	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者	76.8%	74.2%	72.7%	71.7%	70.6%
知的障害者	13.3%	13.4%	13.7%	13.9%	14.3%
精神障害者	9.9%	12.4%	13.5%	14.4%	15.1%



## (2) 各障害別の状況

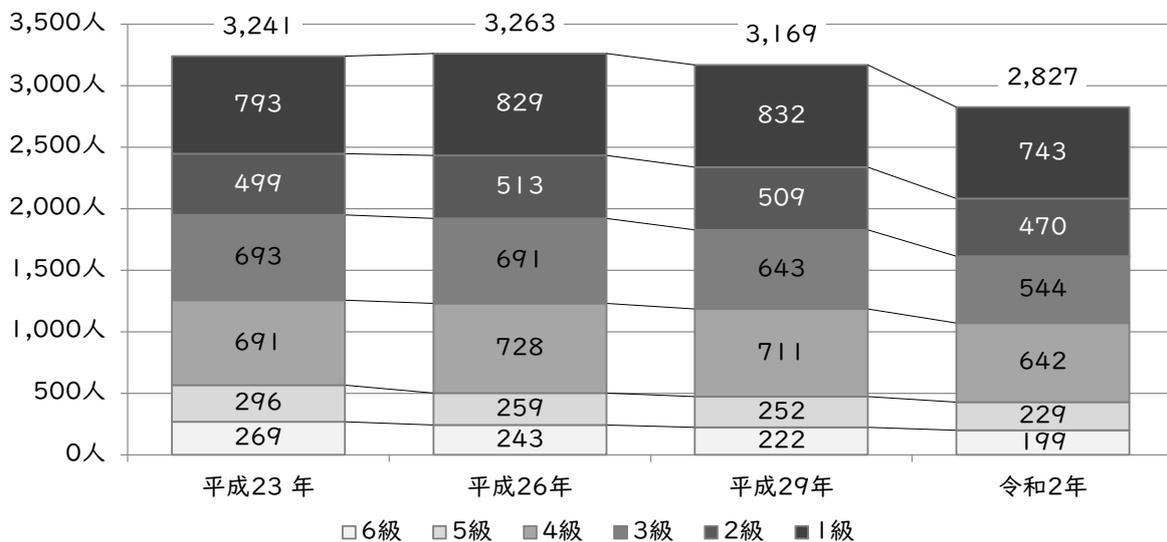
### ① 身体障害者の推移

- 身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。障害の程度が重い1級及び2級の割合が増加し、6級の割合は減少している傾向にあります。

#### 身体障害者手帳所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
1級	793	829	832	743
割合	24.5%	25.4%	26.3%	26.3%
2級	499	513	509	470
割合	15.4%	15.7%	16.1%	16.6%
3級	693	691	643	544
割合	21.4%	21.2%	20.3%	19.2%
4級	691	728	711	642
割合	21.3%	22.3%	22.4%	22.7%
5級	296	259	252	229
割合	9.1%	7.9%	8.0%	8.1%
6級	269	243	222	199
割合	8.3%	7.4%	7.0%	7.0%
合計	3,241	3,263	3,169	2,827



#### 身体障害者手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満	42	46	36	31
18歳以上	3,199	3,217	3,133	2,796
合計	3,241	3,263	3,169	2,827

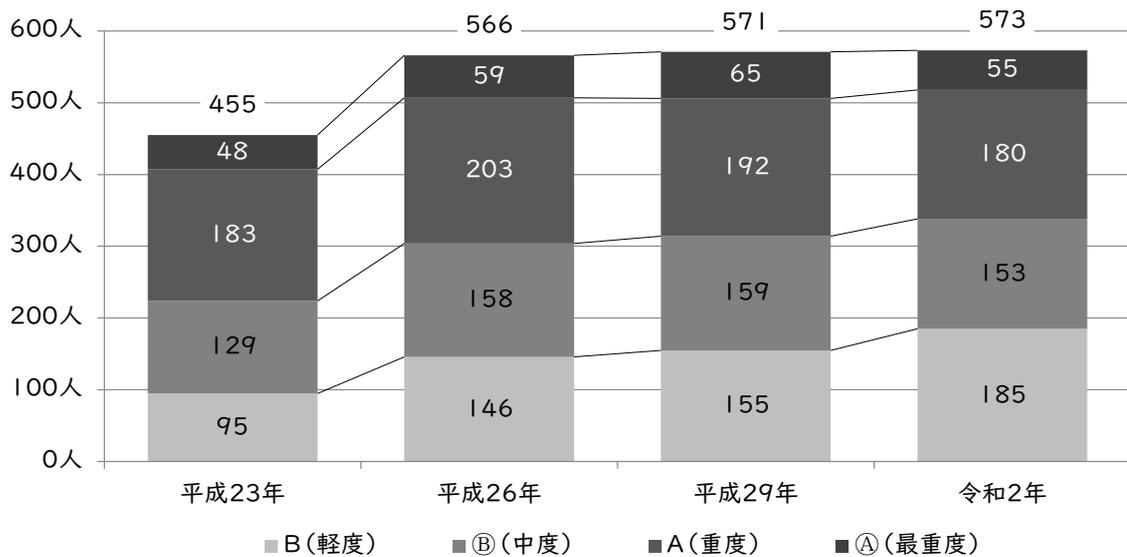
## ②知的障害者の推移

- 療育手帳所持者数は増加傾向にあり、B(軽度)の割合が増加しています。また、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

### 療育手帳所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
④(最重度)	48	59	65	55
割合	10.5%	10.4%	11.4%	9.6%
A(重度)	183	203	192	180
割合	40.2%	35.9%	33.6%	31.4%
③(中度)	129	158	159	153
割合	28.4%	27.9%	27.8%	26.7%
B(軽度)	95	146	155	185
割合	20.9%	25.8%	27.1%	32.3%
合計	455	566	571	573



### 療育手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満	135	146	133	122
18歳以上	320	420	438	451
合計	455	566	571	573

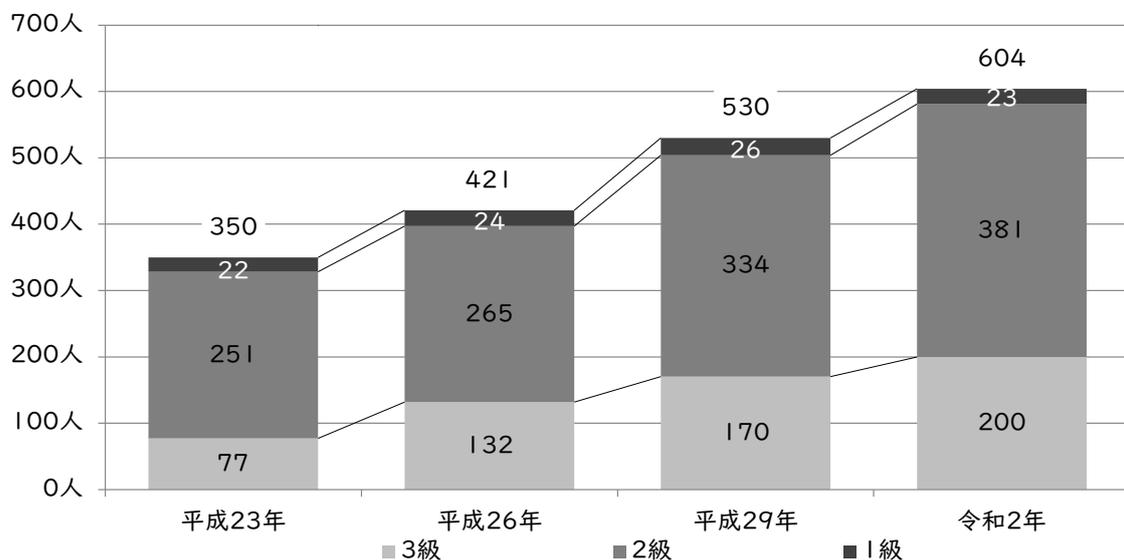
### ③精神障害者の推移

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、手帳所持者の中では障害の程度が軽い3級の割合が増加しています。また、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
1級	22	24	26	23
割合	6.3%	5.7%	4.9%	3.8%
2級	251	265	334	381
割合	71.7%	62.9%	63.0%	63.1%
3級	77	132	170	200
割合	22.0%	31.4%	32.1%	33.1%
合計	350	421	530	604



#### 精神障害者保健福祉手帳障害者・児別所持者の推移

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満	7	14	15	12
18歳以上	343	407	515	592
合計	350	421	530	604

### ④自立支援医療(精神通院)受給者の推移

- 精神疾患に掛かる医療費負担を軽減する自立支援医療の受給者は近年大きく増加しています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
受給者数	529	555	687	805

### ⑤指定難病患者数等の推移

- 国に指定された難病の患者数は近年増加しています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
指定難病	365	361	355	379	395

### (3) 障害児の状況

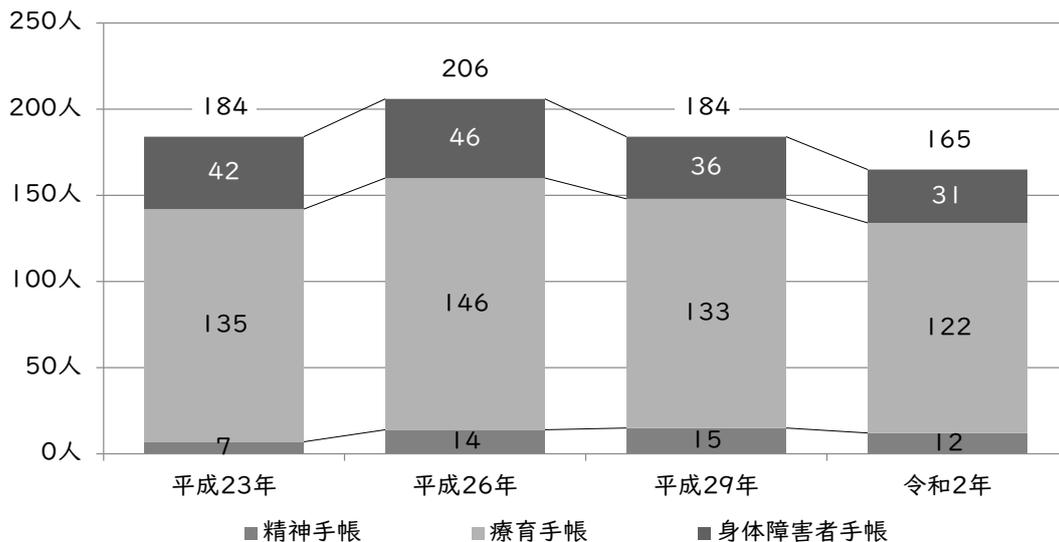
#### ①人口と障害児の推移

- 18歳未満の人口は減少傾向にあり、障害者手帳所持者数については、平成26年から減少傾向にあります。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
18歳未満の人口	9,030	8,507	8,040	7,532
身体障害	42	46	36	31
人口比	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
知的障害	135	146	133	122
人口比	1.5%	1.7%	1.7%	1.6%
精神障害	7	14	15	12
人口比	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
合計	184	206	184	165
人口比	2.0%	2.4%	2.3%	2.2%

※障害者手帳を複数所持している人がおられるため、合計は障害児総数とは一致しません。



#### ②こども発達支援センターを利用する児童の推移

- こども発達支援センターの利用児童数は増加傾向にあります。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が減少しています。

(単位:人,件)

区分	平成26年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教室通所者数	52	56	82	95	87
相談件数	175	244	278	387	85

※令和2年度は4月~9月実績

### ③特別支援学級の児童・生徒の推移

- 小学校において、特別支援学級に通う児童が増加しており、自閉症・情緒障害の児童が増加しています。

各年度5月1日現在(単位:学校数[校],学級数[クラス],在籍者数[人])

区分	小学校						中学校					
	学校数		学級数		在籍者数		学校数		学級数		在籍者数	
	H29	R2	H29	R2	H29	R2	H29	R2	H29	R2	H29	R2
知的障害	12	13	12	13	30	32	5	6	5	6	16	14
肢体不自由	1	-	1	-	2	-	-	1	-	1	-	1
病弱・身体虚弱	1	1	1	1	1	1	1	-	1	-	1	-
弱視	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
難聴	2	1	2	1	2	1	-	1	-	1	-	1
言語障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自閉症・情緒障害	8	12	8	13	13	37	8	7	8	7	13	12
合計	24	27	24	28	48	71	14	15	14	15	30	28

※合計は延数

### ④通常学級における特別な支援が必要とみられる児童・生徒の推移

- 小学校において、特別な支援が必要とみられる児童の人数と割合が増加しています。

(単位:人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	人数	141	162	137	170	173	176
	割合	5.1%	6.0%	5.2%	6.4%	6.5%	6.9%
中学校	人数	46	41	43	32	38	39
	割合	3.3%	2.9%	3.1%	2.3%	2.9%	3.2%
全体	人数	187	203	180	202	211	215
	割合	4.5%	6.4%	4.5%	6.2%	5.3%	5.7%

### ⑤ 県立庄原特別支援学校在籍児童・生徒の推移

- 平成30年度から高等部の在籍者数が増加しています。
- 高等部においての就労体験等の作業学習により、一般就労へとつながっています。

#### 三次市在住の児童・生徒数

各年度5月1日現在(単位:人)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍者数	総数	41	41	40	49	49	52
	小学部	14	14	10	9	9	12
	中学部	5	8	10	12	14	12
	高等部	22	20	20	28	26	28

#### 三次市在住の児童・生徒の通学状況

各年度5月1日現在(単位:人)

区分	自宅から		施設から	
	平成29年度	令和2年度	平成29年度	令和2年度
小学部	10	10	1	2
中学部	10	12	2	0
高等部	20	26	3	5
合計	40	48	6	7

#### 進路状況

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労	5	3	6	12	7	11
生活介護	4	2	5	0	3	0
就労継続A型	2	0	0	0	1	1
就労継続B型	3	6	3	4	2	10
就労移行支援	2	0	0	1	1	0
自立訓練	0	0	0	0	0	0
日中一時支援	0	1	0	0	0	0
地域活動支援	0	1	0	0	0	0
日中活動 (療養介護)	0	0	0	0	2	0
進学	0	0	0	0	1	0
合計	16	13	14	17	17	22

※令和2年度は見込み

## (4) 障害者雇用の状況

### ① 障害者の実雇用率の推移

- 障害のある人の実雇用率は、平成28年より0.3ポイント上昇し、広島県や全国より上昇幅が大きくなっています。

各年6月1日現在

区分	平成28年	令和元年
三次公共職業安定所管内	2.07%	2.37%
広島県	1.99%	2.18%
全国	1.92%	2.11%

### ② 障害者実雇用率の法定雇用率達成事業者の割合の推移

- 障害者雇用促進法による法定雇用率を達成している事業者は、平成30年4月1日から法定雇用率が2.0%から2.2%に上がったため、平成28年より5.8ポイント減少しています。なお、法定雇用率が2.0%だった場合は従業員50人以上の事業者には義務がありましたが、2.2%の場合は従業員45.5人以上の事業者には義務が課せられます。
- 令和3年3月1日から法定雇用率が2.3%となり、従業員43.5人以上の事業者には義務が課せられることとなります。

各年6月1日現在

区分	平成28年	令和元年
三次公共職業安定所管内	69.2%	63.4%
広島県	48.2%	48.1%
全国	48.8%	48.0%

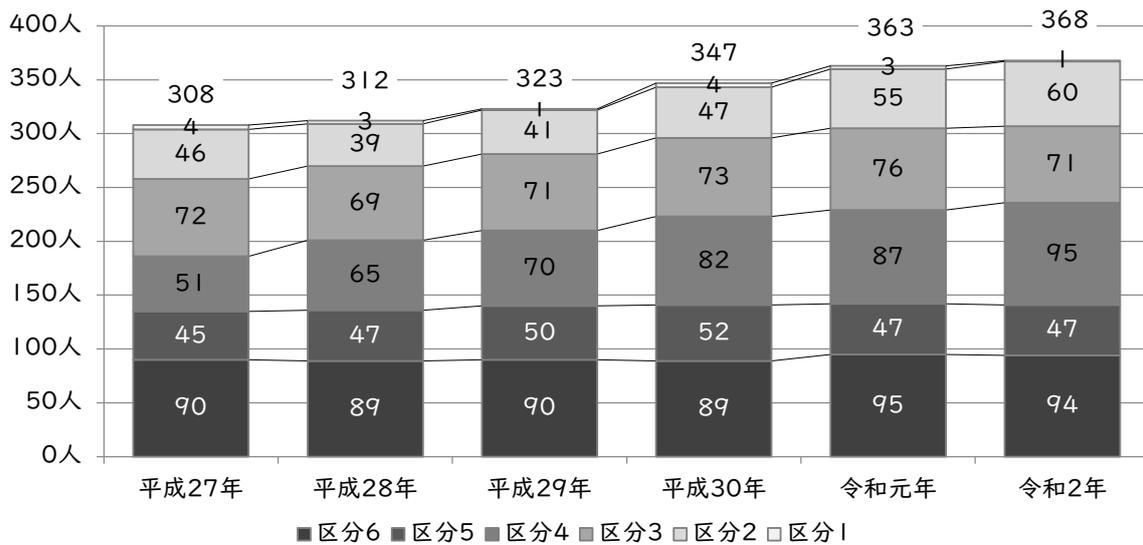
## 2 障害福祉サービス等の状況

### (1) 障害支援区分認定者数の推移

- 認定者数の合計は増加傾向にあります。
- 認定区分は、必要とされる支援の度合いを示し、区分の数字が大きくなると必要とされる支援の度合いが高くなります。
- 区分2と4が増加傾向にあり、特に区分4が増加しています。

各年3月末現在(単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
区分1	4	3	1	4	3	1
区分2	46	39	41	47	55	60
区分3	72	69	71	73	76	71
区分4	51	65	70	82	87	95
区分5	45	47	50	52	47	47
区分6	90	89	90	89	95	94
合計	308	312	323	347	363	368



## (2) 各サービス提供事業者の状況

### 訪問系サービス

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。  
障害支援区分1以上の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
ヘルパーステーションルンビニ	三次市十日市南四丁目5番5号
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

#### ② 同行援護

視覚障害の人の移動時や外出支援、外出時の排泄、食事等の援助を提供します。

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人  
が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号

#### ③ 重度訪問介護

自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

障害支援区分4以上の人で、常に介護が必要な重度の肢体不自由の人が対象となります。

事業所名	所在地
ホームヘルプセンターみよし	三次市日下町143番地1
ホームヘルプセンターみよし南	三次市吉舎町吉舎723番地1
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	三次市十日市中二丁目13番15号
ニチイケアセンター三次	三次市十日市南一丁目6番7号
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1
ヘルパーステーションウイズ	三次市三良坂町田利261番地5

#### ④ 行動援護

知的障害や精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。

障害支援区分3以上の人  
が対象となります。

事業所名	所在地
ヘルパーステーションあらくさ	三次市甲奴町本郷1215番地1

### ⑤ 重度障害者等包括支援

居宅介護等の障害福祉サービスを包括的にを行います。  
障害支援区分6の人のうち、常に介護を必要とする人が対象となります。  
※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

## 日中活動系サービス

### ① 生活介護

昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

常に介護を必要とする障害支援区分3以上(50歳以上は区分2以上)の人、施設入所は、障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の人が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障害児(者)通所事業所 ウィズワン	三次市栗屋町11664番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ	三次市甲奴町本郷11584番地
生活介護事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

### ② 自立訓練「機能訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

### ③ 自立訓練「生活訓練」

自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

### ④ 就労移行支援

一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人が対象となります。

事業所名	所在地
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4

### ⑤就労継続支援「A型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等の就労が困難な人で、必要な訓練を受けることにより、雇用計画に基づく就労が可能な人（就労開始時に65歳未満）が対象となります。

事業所名	所在地
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
未来ファーム	三次市三次町346番地3

### ⑥就労継続支援「B型」

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。

一般企業等での就労が困難で、就労移行支援等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など必要な訓練を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される人が対象となります。

事業所名	所在地
三次共同作業所	三次市南畑敷町342番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
障害者多機能型事業所コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
障がい者社会就労センター君田	三次市君田町東入君238番地1
夢工房ねむの木	三次市甲奴町本郷1215番地1
障がい者社会就労センター三次	三次市十日市東五丁目7番35号
YCC	三次市吉舎町吉舎578番地4
晴ればれ	三次市粟屋町1731番地

### ⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した人との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行ないます。

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

### ⑧療養介護

主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下の介護及び日常生活上の世話をを行います。

医療及び常時の介護を必要とする人（①障害支援区分6の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者が対象となります。

事業所名	所在地
子鹿医療療育センター	三次市粟屋町11664番地

## ⑨短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。

事業所名	所在地
子鹿短期入所事業所	三次市粟屋町11664番地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
ニューライフ君田短期入所事業所	三次市君田町東入君357番地1
あらくさ短期入所事業所	三次市甲奴町本郷11584番地
にじ色短期入所事業所	三次市甲奴町本郷1018番地4
さくら短期入所事業所	三次市甲奴町本郷11583番地2
ケアハウス君田短期入所事業所	三次市君田町東入君238番地1
短期入所事業所ゆうしゃいんCCM	三次市大田幸町10388番地7
ショートステイココネル	三次市四拾貫町812番地6
市立三次中央病院	三次市東酒屋町10531番地

## 居住系サービス

### ①自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した人の居宅を定期的に訪問し、課題等の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力等に不安がある人などが対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

### ②共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。

地域において、自立した障害者で生活を送る時、何らかの支援、援助が必要な人が対象となります。

事業所名	所在地
グループホーム やまびこ	三次市粟屋町2828番地3
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
ゆうしゃいん笑花	三次市十日市東五丁目13番10号
ケアハウス君田	三次市君田町東入君238番地1
にじ色ホーム	三次市甲奴町本郷1018番地4
さくらホーム	三次市甲奴町本郷11583番地2
コージーガーデン	三次市大田幸町10266番地4
ゆうしゃいんCCM	三次市大田幸町10388番地7

### ③施設入所支援

施設に入所する人に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。

①生活介護利用者で障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の人、②自立訓練や就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人等が対象となります。

事業所名	所在地
ともえ学園	三次市西河内町10250番地
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君357番地1

## 相談支援サービス

### ①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町11604番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1
相談支援事業所おおぞら	三次市粟屋町1731番地
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14番1号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3

### ②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1

### ③地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の相談や必要な支援を行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1

## 障害児福祉サービス

### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児(者)通所事業所 ウィズワン	三次市粟屋町11664番地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1
キッズさばーとYUI	三次市畠敷町22番地4

## ②医療型児童発達支援

児童発達支援及び必要な治療を行います。

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

## ③居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児等が対象となります。

※現在、このサービスを行っている事業者は、市内にはありません。

## ④放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	三次市粟屋町11664番地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1
ゆうしゃいん三次	三次市畠敷町238番地1
スマイルのお家 みよし	三次市十日市南七丁目9番25号
放課後キッズ楽喜	三次市西酒屋町59番地14
キッズさぼーとYUI	三次市畠敷町22番地4
結	三次市畠敷町22番地2

## ⑤保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって、当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児等が対象となります。

事業所名	所在地
児童発達支援センター バンビ	三次市粟屋町11604番地1

## ⑥障害児相談支援

障害児通所事業を利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。

事業所名	所在地
ニューライフ君田相談支援事業所	三次市君田町東入君357番地1
子鹿障害児等療育支援事業所	三次市粟屋町11604番地1
相談支援事業者ゆうしゃいん	三次市大田幸町10388番地7
ふらっと相談支援事業所	三次市甲奴町本郷1215番地1
三次市障害者支援センター	三次市十日市東三丁目14番1号
相談支援事業所ココみよし	三次市西酒屋町30番地3

### (3) 障害福祉サービス利用実績の推移

#### ①訪問系サービス

- 重度訪問介護の利用時間において、計画より実績が大きく上回っているため、サービス全体の利用時間も計画より実績が上回っています。
- 利用者の高齢化が進んでおり、居宅介護等の介護保険の利用が優先されるサービスが増えていますが、継続して障害福祉サービスを利用されている人もいます。

(単位:人・時間/月)

サービス種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
居宅介護	計画	65	780	70	840	75	900
	実績	58	978	67	1,007	71	934
同行援護	計画	12	120	13	130	14	140
	実績	6	84	6	69	8	64
重度訪問介護	計画	1	160	1	160	2	320
	実績	1	6	1	448	2	809
行動援護	計画	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	計画	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス合計	計画	80	1,080	86	1,150	93	1,380
	実績	65	1,068	74	1,524	81	1,807

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

## ②日中活動系サービス

- 就労支援に係るサービスは、利用人数・時間ともに増加しています。
- 短期入所は、福祉型において施設入所待機のための長期利用の実態があり高い計画値を見込んでいましたが、横ばいの実績となっています。

(単位:人・日/月)

サービス種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
生活介護	計画	165	3,300	175	3,500	190	3,800
	実績	154	3,146	152	3,184	154	3,103
自立訓練(機能訓練)	計画	3	30	3	30	3	30
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	計画	2	20	2	20	2	20
	実績	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	計画	5	50	5	50	5	50
	実績	1	16	2	33	4	45
就労継続支援A型	計画	35	700	40	800	45	900
	実績	41	697	42	749	45	851
就労継続支援B型	計画	200	3,200	210	3,360	220	3,520
	実績	196	3,237	202	3,428	212	3,641
就労定着支援	計画	2	—	2	—	2	—
	実績	1	—	1	—	0	—
療養介護	計画	15	—	15	—	15	—
	実績	15	—	14	—	14	—
短期入所(福祉型)	計画	60	480	67	540	70	560
	実績	33	294	27	285	30	248
短期入所(医療型)	計画	10	50	12	60	14	70
	実績	7	26	7	34	6	49

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

### ③居住系サービス

- 平成29年度にグループホームが1か所新設されたため高い計画値を見込んでいましたが、新たな受け入れが難しい施設もあり、利用者はやや増加しているに止まっています。

(単位:人/月)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
自立生活援助	計画	1	3	4
	実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	計画	85	107	110
	実績	78	80	84
施設入所支援	計画	105	103	101
	実績	99	98	97

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

### ④相談支援サービス

- 計画相談支援は利用人数が増加している傾向にあります。なお、計画値はサービス等利用計画作成数により計算していましたが、サービス利用開始後のモニタリングもサービス利用対象となるため、サービス全体の利用人数を実績としています。

(単位:人/月)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
計画相談支援	計画	35	38	40
	実績	86	139	151
地域移行支援	計画	1	3	4
	実績	0	1	1
地域定着支援	計画	0	1	3
	実績	0	0	0

※各月の利用者数の平均(令和2年度は4~9月の利用実績平均)

#### (4) 障害児通所支援サービス利用実績の推移

- 放課後等デイサービスは、就学児を対象としており、利用人数は増加しており計画を上回っています。また、利用日数は計画より実績が大きく上回っています。

(単位:人・日/月)

サービス種別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
児童発達支援	計画	40	200	45	225	50	250
	実績	44	279	42	243	41	301
医療型児童発達支援	計画	2	30	3	45	4	60
	実績	0	0	1	3	1	3
放課後等デイサービス	計画	65	585	70	630	75	675
	実績	73	838	74	995	78	972
保育所等訪問支援	計画	1	5	3	15	5	25
	実績	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	計画	2	10	2	10	3	15
	実績	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	計画	7	-	9	-	10	-
	実績	10	-	14	-	20	-

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

#### (5) 地域生活支援事業利用実績等の推移

##### ①意思疎通支援事業

- 手話奉仕員養成事業と要約筆記奉仕員養成事業を三次市社会福祉協議会に委託し、ボランティアグループの協力を得て実施しています。
- 手話通訳者を市役所に1人配置しています。

(単位:年間利用件数)

コミュニケーション支援事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用件数	利用件数	利用件数
手話通訳者等派遣事業	計画	40	40	40
	実績	53	35	22
要約筆記奉仕員等派遣事業	計画	60	60	60
	実績	61	58	20
手話通訳者設置事業	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人

※令和2年度実績は、4月～9月分

## ②日常生活用具給付事業

- 本市独自の利用者負担上限額を設定し、障害児と低所得者世帯の更なる費用負担の軽減措置を実施しています。

(単位:年間給付件数)

日常生活用具給付等事業			平成30年度	令和元年度	令和2年度
			給付件数	給付件数	給付件数
日常生活用具給付事業(年間)	介護・訓練等支援用具	計画	5	5	5
		実績	6	12	1
	自立生活支援用具	計画	20	20	20
		実績	7	6	5
	在宅療養等支援用具	計画	25	25	25
		実績	7	10	2
	情報・意思疎通支援用具	計画	20	20	20
		実績	6	9	6
	排泄管理支援用具	計画	1,600	1,600	1,600
		実績	1,491	1,542	744
	住宅改修費	計画	3	3	3
		実績	0	0	0

※令和2年度実績は、4~9月分

## ③移動支援事業

- 本市独自の利用者負担上限額を設定し、障害児と低所得者世帯の更なる費用負担の軽減措置を実施しています。
- 令和2年度の4~9月においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が大きく落ち込んでいます。

(単位:人・時間/年)

サービス種別			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業 (個別支援型)	計画	25	750	27	810	30	900	
	実績	18	577	20	603	9	114	

※令和2年度実績は、4~9月分

## ④地域活動支援センター事業

- 令和2年度の4~9月においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が落ち込んでいます。

(単位:か所・人/年)

地域活動支援センター事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中活動支援型	計画	4	4	4
	実績	4	4	4
	延利用者数	819	789	355

※令和2年度実績は4~9月分

### ⑤福祉ホーム事業

- 市内に福祉ホームはなく、隣接市にある知的障害者福祉ホームの利用があります。

(単位:人/月)

福祉ホーム事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
福祉ホーム事業	計画	4	4	4
	実績	4	5	5

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

### ⑥生活支援事業

- 障害児生活訓練事業は、計画値より少ない利用となっています。
- 福祉機器リサイクル事業は、令和2年度は事業を休止しています。三次市社会福祉協議会への委託により効率的な運用が図られています。

(単位:人/年)

生活支援事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児生活訓練事業	計画	30	30	30
	実績	20	24	15
福祉機器リサイクル事業	計画	150	150	150
	実績	117	131	—

※令和2年度実績は、4~9月分

### ⑦日中一時支援事業

- 短期入所型は、利用人数が増加しています。

(単位:人/月)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用人数	利用人数	利用人数
短期入所型	計画	40	42	45
	実績	38	49	60
放課後一時支援型	計画	8	10	12
	実績	15	12	12

※3月の利用実績(令和2年度は9月の利用実績)

### ⑧社会参加促進事業

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施できていません。
- 各奉仕員養成事業については、様々なボランティア養成を行っている三次市社会福祉協議会へ委託し、効率的な事業推進を行っています。

(単位:人/年)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	計画	150	150	150
	実績	95	82	—
点字・声の広報等発行事業	計画	20	20	20
	実績	15	16	16
手話奉仕員養成事業	計画	10	10	10
	実績	5	10	4
要約筆記奉仕員養成事業	計画	5	5	5
	実績	4	2	9
点訳奉仕員養成事業	計画	5	5	5
	実績	3	11	7
朗読奉仕員養成事業	計画	20	20	20
	実績	7	17	15
自動車運転免許取得費 助成事業	計画	2	2	2
	実績	0	0	0
自動車改造費助成事業	計画	4	4	4
	実績	1	1	0
福祉車両購入助成事業	計画	5	5	5
	実績	3	2	1

※令和2年度実績は、4月～9月分

### ⑨訪問入浴サービス事業

- 平成30年度より事業を行っていますが、市内に提供できる事業所がなく、利用者は少ない状況です。

(単位:人/年)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
訪問入浴サービス事業	計画	2	3	5
	実績	1	1	1

※令和2年度実績は、4月～9月分

### 3 障害のある人向けアンケート調査結果

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査概要および配布・回収状況

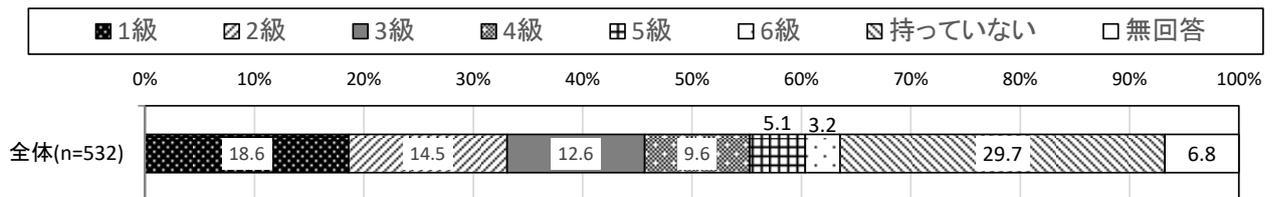
項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。
対象者	障害者手帳(身体・療育・精神)所持者
調査票配布対象者数	1,000人
抽出方法	無作為抽出(層化抽出法)
調査期間	令和2年9月
回収数・率	532人・53.2%(前回調査:44.8%)

##### ② 回答者の属性

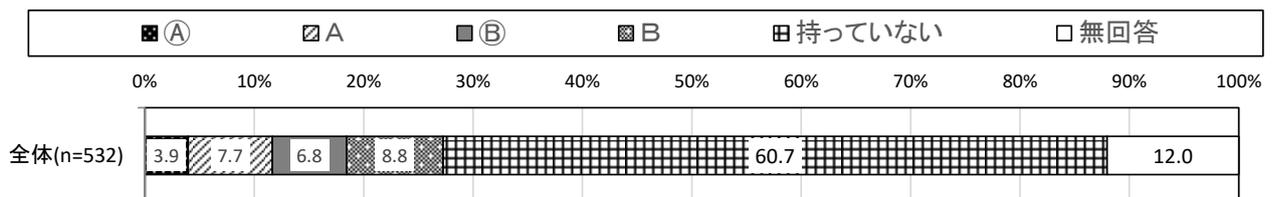
##### 回答者の障害者手帳所持状況

身体障害者手帳は63.5%、療育手帳は27.3%、精神障害者保健福祉手帳は19.2%が所持していると回答しています。(複数の手帳を所持している人がいるため合計は100%になりません。)

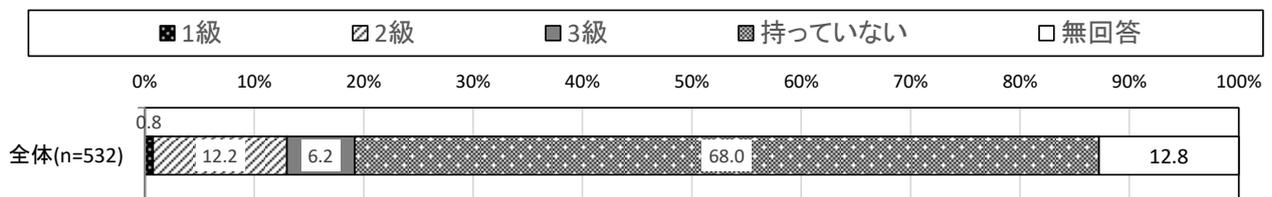
##### 身体障害者手帳



##### 療育手帳

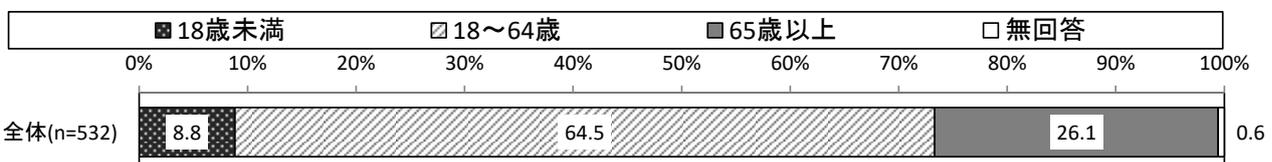


##### 精神障害者保健福祉手帳



##### 回答者の年齢

「18～64歳」が64.5%で最も多く、次いで、「65歳以上」、「18歳未満」となっています。



## (2) 調査結果

### 主な介助者の年齢と主な介助者以外に頼りにできる人の有無

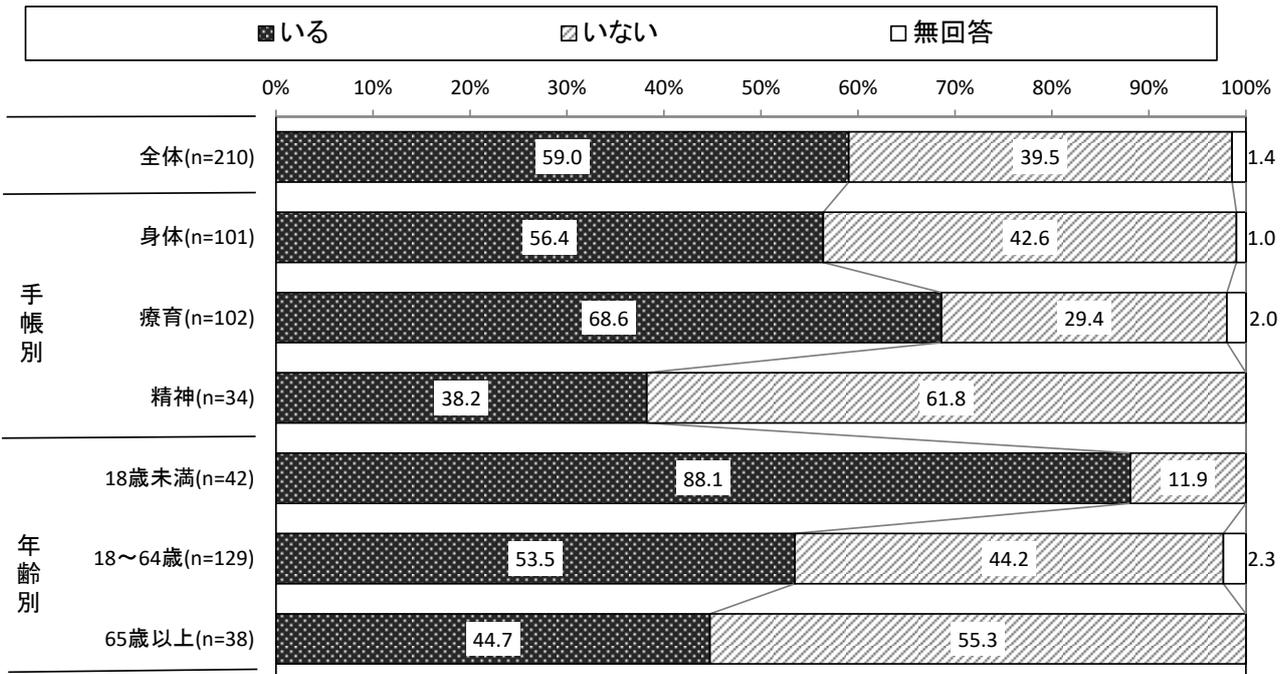
主な介助者の年齢は、50歳以上の割合が増加しており、介助者の高齢化が進んでいる結果となっています。

また、約4割の人が、現在介助をしてきている人以外に介助をお願いできる人がいないという結果になっています。65歳以上になると、半数以上となっています。

#### 【問 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている人の年齢をお答えください（自由回答）】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回－前回
210	50歳未満	33.3	30.0	⬇️ -3.3
	50歳以上80歳未満	59.0	64.8	⬆️ 5.8
	80歳以上	3.4	3.8	↗️ 0.4
	無回答	4.3	1.4	⬇️ -2.9

#### 【問 主にあなたを介助してくれる人以外で、あなたの介助をお願いできる人はいますか（単数回答）】



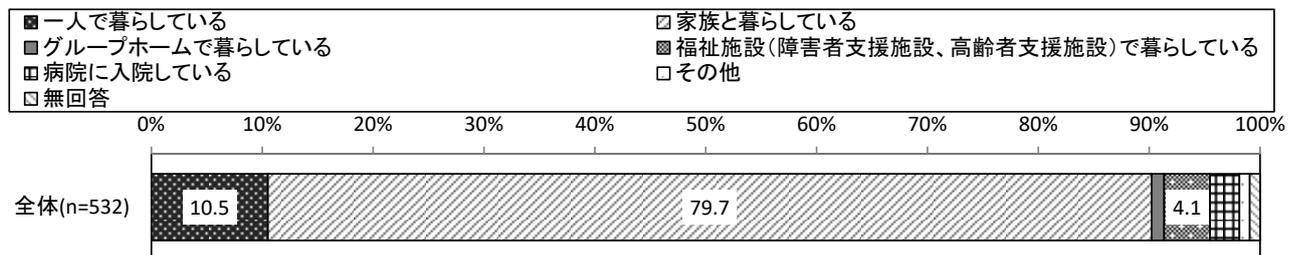
**現在の暮らしの状況と地域生活移行への意向及び必要な支援**

現在の暮らしの状況としては、「家族と暮らしている」が約8割で最も多く、次いで、「一人で暮らしている」が約1割、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」となっています。

現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活移行への意向は、「今のまま生活したい」が約6割で最も多く、「家族と一緒に生活したい」及び「グループホームなどを利用したい」は、それぞれ約1割、「一人で暮らしたい」は約3%となっています。

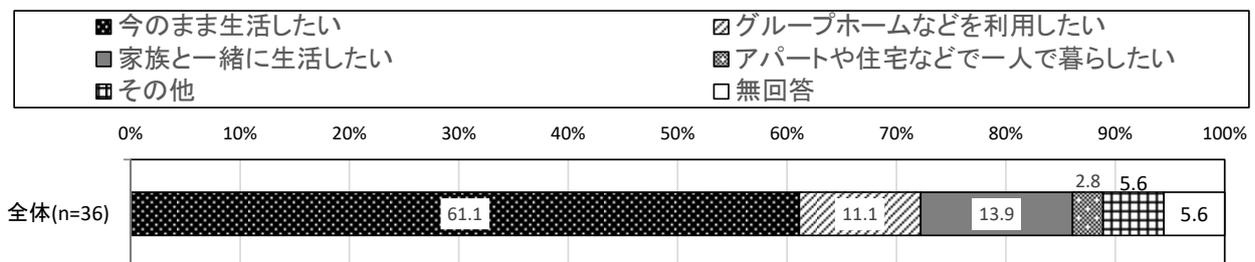
また、地域で生活するために必要なこととしては、「経済的な負担の軽減」が約5割と最も多く、次いで、「医療ケア」や「居宅介護」などのサービスの充実については2~3割程度、「地域住民の理解」については1割程度となっており、必要なことの優先度としては、金銭について、サービスについて、地域住民の理解の順となっています。

**【問 あなたは現在どのように暮らしていますか（単数回答）】**

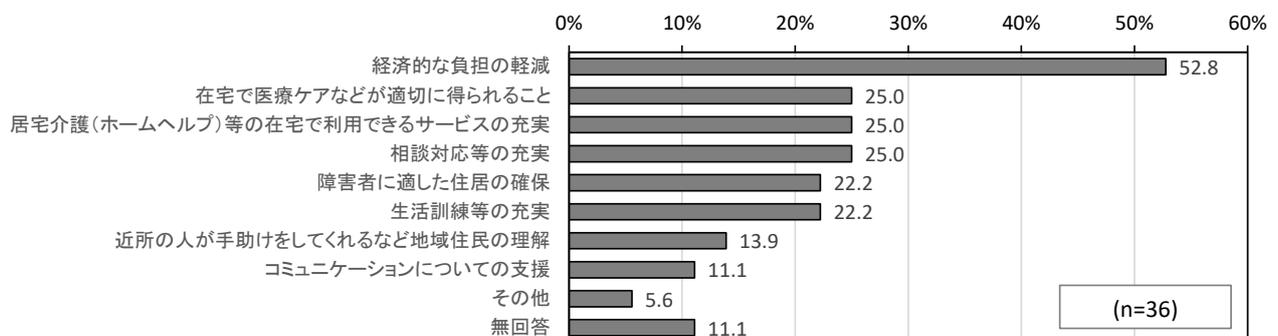


一人暮らし	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
10.5%	79.7%	1.1%	4.1%	2.6%	0.9%	0.9%

**【問 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか（単数回答）【問17で、「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人のみ】**



**【問 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）【「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人のみ】**



### 就労意向と就労のために必要な支援

現在、福祉的就労をしている人が一般就労したいという意向は、約2割となっています。

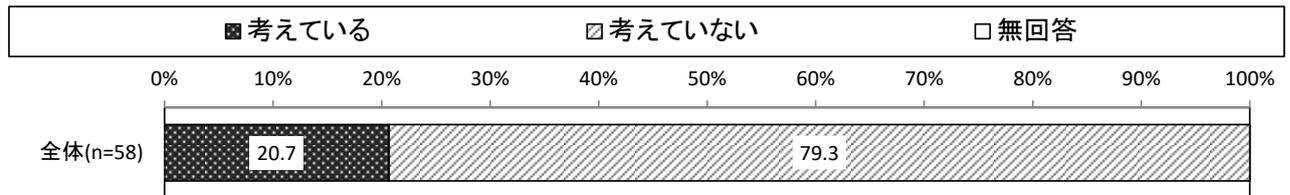
また、一般就労、家業、自営業及び福祉的就労をしている以外の人々の就労意向は、約3割となっています。

また、18～64歳の方は、約2割が職業訓練などを受けている、受けたいと回答していますが、約3割は受けたくない、受ける必要はないと回答しています。

就労支援として必要だと思うことについては、上司や同僚、職場の『理解』が上位となっており、通勤手段の確保及び労働環境等の整備も必要ですが、周囲の理解を求める意見が多くなっています。

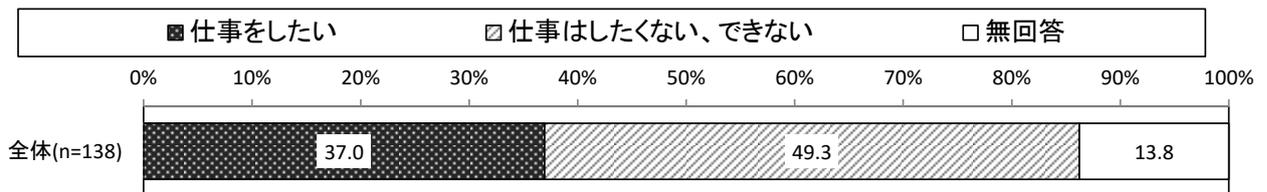
#### 【問 一般企業等に就職したいと考えていますか（単数回答）】

（福祉的就労から一般就労への意向）

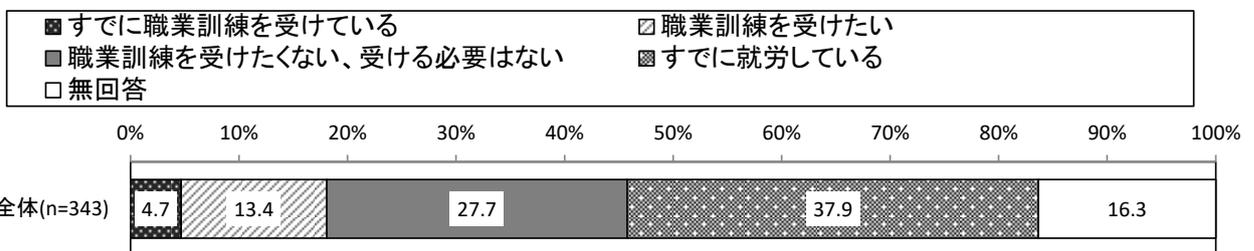


#### 【問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思えますか（単数回答）】

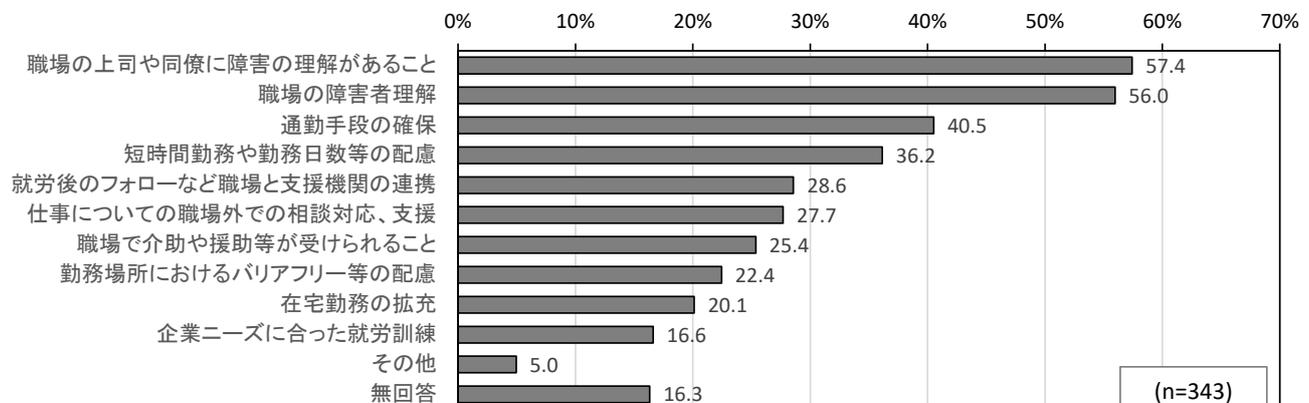
（現在就労していない人の福祉的就労も含めた就労意向）



#### 【問 あなたは収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思えますか（単数回答）】



#### 【問 あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）】

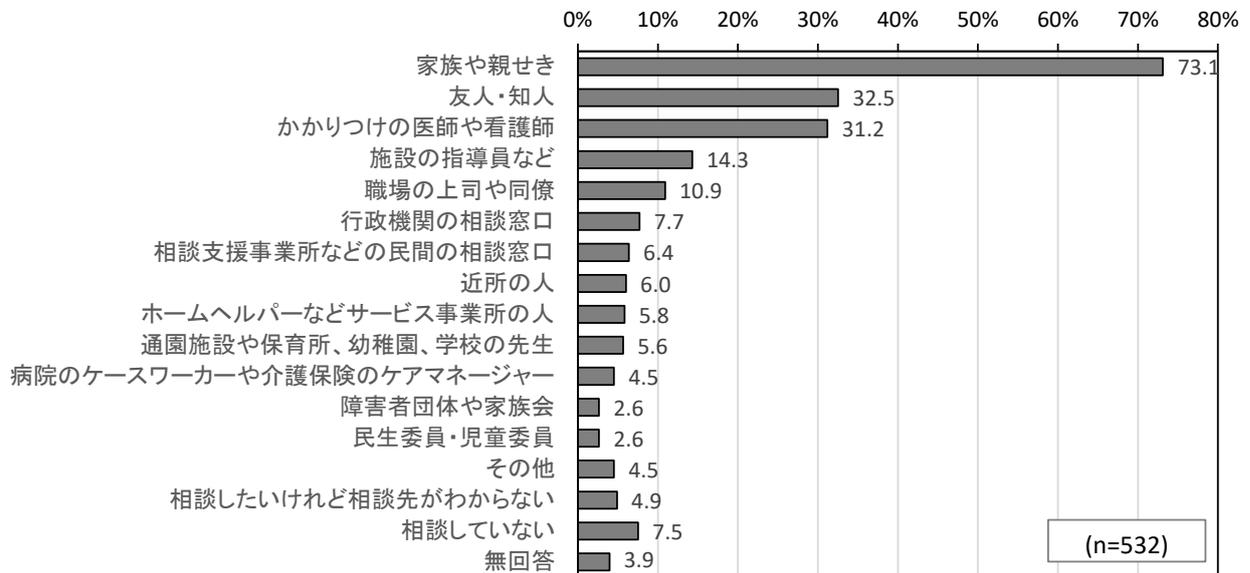


### 悩みや困ったことの相談先及びサービス等の情報の入手先

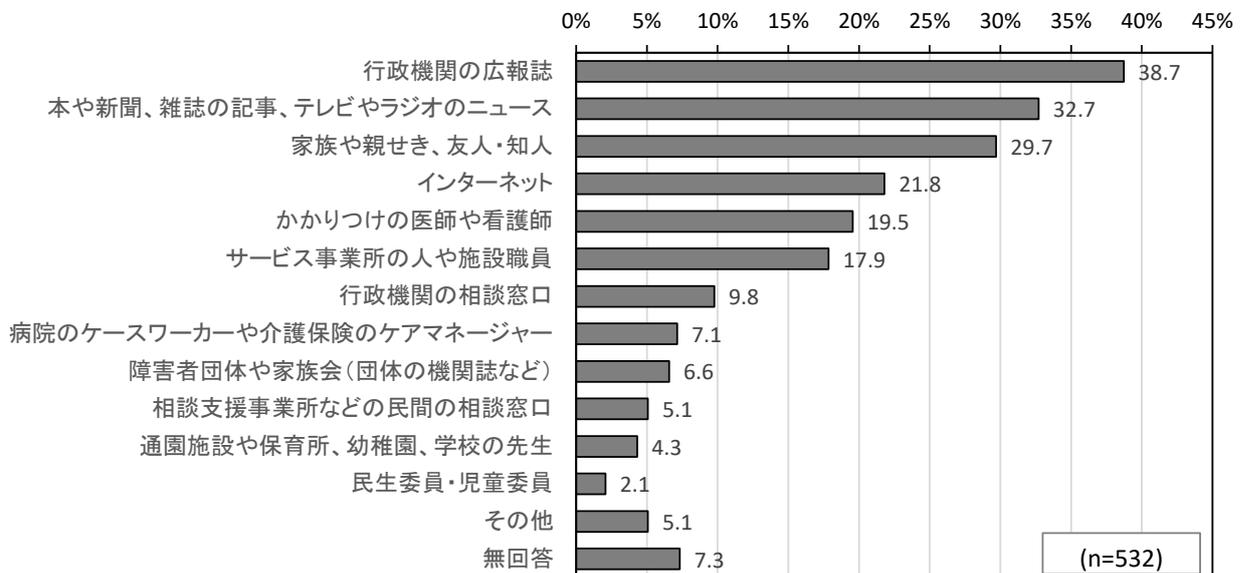
普段の悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」、「友人・知人」などの身近な人が多くなっています。「相談したいけれど相談先がわからない」については、約5%となっており、割合は低いですが、一定数の人が相談先がわからない状況になっている結果となっています。

また、サービス等の情報の入手先としては、「行政機関の広報誌」が約4割と最も多く、「かかりつけ医や看護師」及び「サービス事業所の人や施設職員」は約2割となっています。

#### 【問 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか(複数回答)】



#### 【問 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか(複数回答)】



**外出の頻度及び外出する時に困ること、外出しない・できない理由**

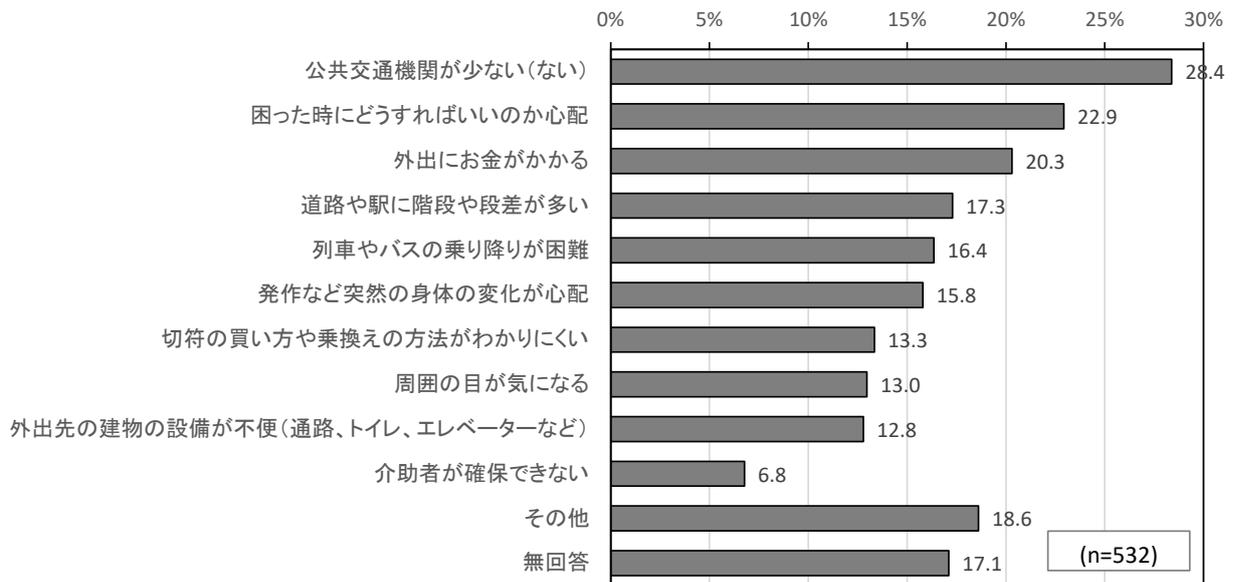
「毎日外出する」と回答した人の割合は、前回調査より減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、自分で外出できる方の外出機会が減少している可能性があります。

また、外出する時に困ること及び外出しない・できない理由としては、「公共交通機関が少ない(ない)」、「外出にお金がかかる」等の外出手段と費用面に対する意見が多く、「困った時にどうすればいいのか心配」という不安感についての意見も多くなっています。

**【問 あなたは1週間にどの程度外出しますか(単数回答)】**

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回-前回
532	毎日外出する	52.4	44.0	↓ -8.4
	1週間に数回外出する	30.3	35.7	↑ 5.4
	めったに外出しない	8.6	14.1	↑ 5.5
	まったく外出しない	2.1	0.9	↓ -1.2
	外出できない		2.8	
	無回答	6.6	2.4	↓ -4.2

**【問 あなたが外出する時に困ること、外出しない理由、外出できない理由は何ですか(複数回答)】**



### 差別や嫌な思いをした経験

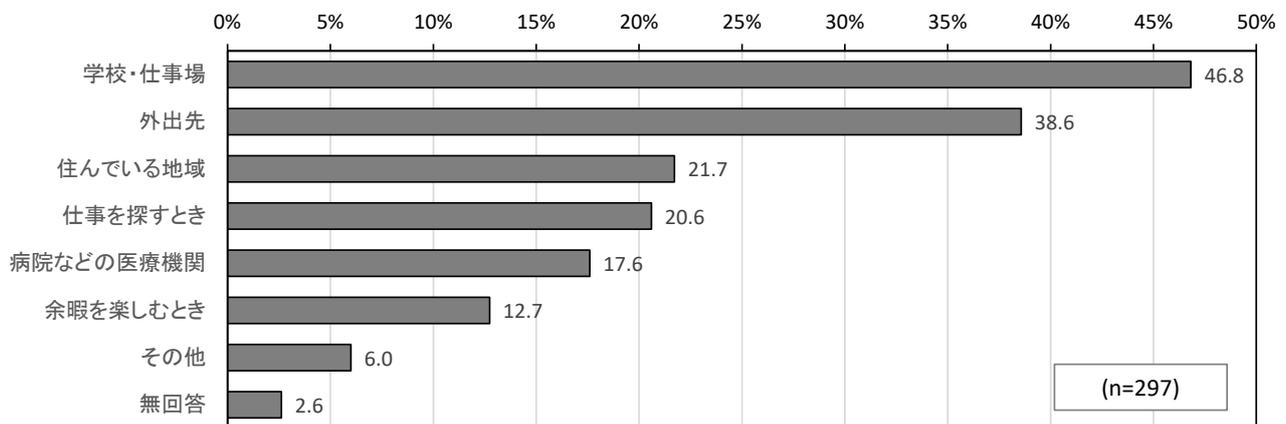
差別や嫌な思いをした経験としては、「ある」と回答した人の割合が前回調査より減少し、「ない」と回答した人の割合が増加しています。しかし、「ある」と「少しある」を併せると、依然として半数以上の人が、差別や嫌な思いをした経験があると回答しています。

経験した場所としては、「学校・仕事場」と「外出先」が多くなっており、社会生活を行う際に経験したという人が多くなっている結果となっています。

#### 【問 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか(単数回答)】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回-前回
532	ある	32.4	23.3	↓ -9.1
	少しある	26.9	26.9	→ 0.0
	ない	33.4	43.6	↑ 10.2
	無回答	7.2	6.2	↓ -1.0

#### 【問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか(複数回答)】



### 災害時における避難及び困ること

災害時に「一人で避難できない」と回答した人の割合は、前回調査より増加しており、「一人で避難できる」と回答した人については、4割程度となっています。

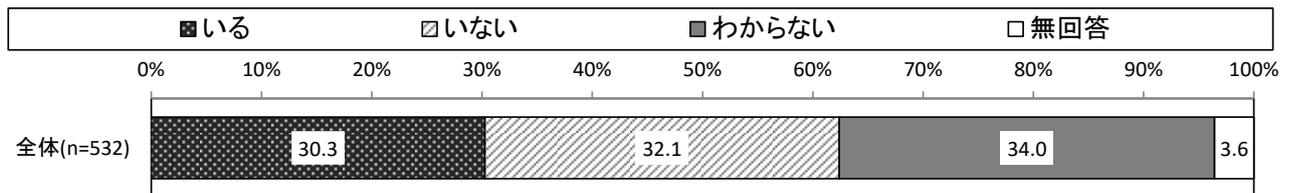
また、家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、避難時に近所にあなたを助けてくれる人が「いる」と回答した人は約3割となっています。

災害時に困ることとしては、「避難場所の設備や生活環境」、「投薬や治療」などの避難生活において、身体に直接影響のある項目が多くなっており、次いで「迅速に避難できない」が多くなっています。

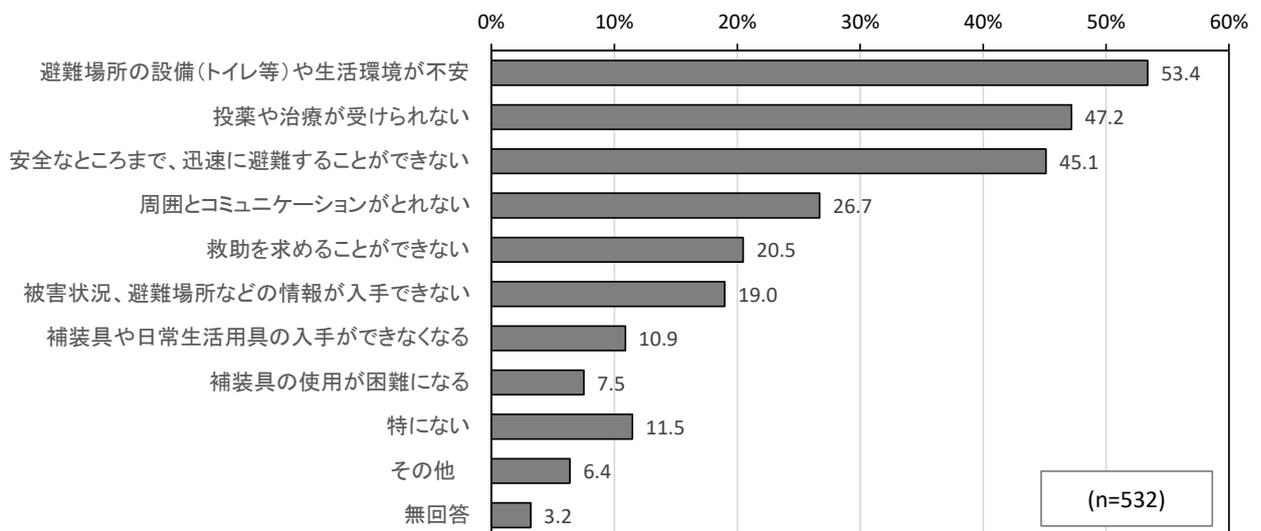
#### 【問 あなたは火事や地震等の災害時に一人で避難できますか(単数回答)】

回答者数	選択肢	前回調査	今回調査	ポイント差 今回-前回
532	できる	45.2	43.6	↓ -1.6
	できない	30.3	35.5	↑ 5.2
	わからない	23.1	19.0	↓ -4.1
	無回答	1.4	1.9	↑ 0.5

#### 【問 家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか(単数回答)】



#### 【問 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答)】



## 4 市民向けアンケート調査結果

### (1) 調査の概要

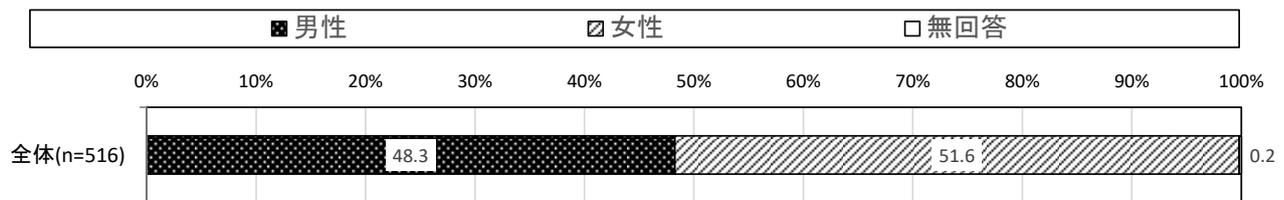
#### ① 調査概要および配布・回収状況

項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、市民の障害に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。
対象者	三次市にお住まいの18歳以上の人
調査票配布対象者数	1,000人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和2年9月
回収数・率	516人・51.6%

#### ② 回答者の属性

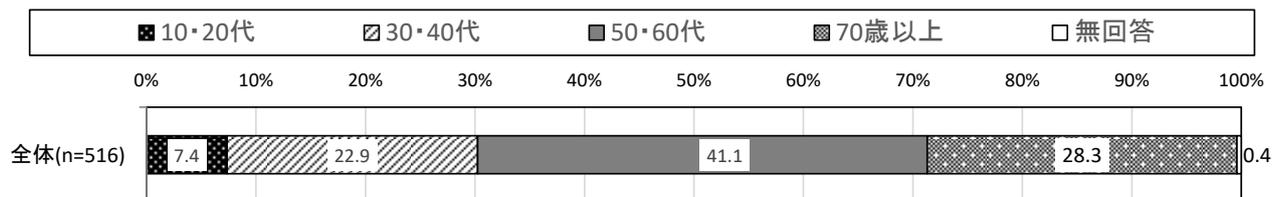
##### 性別

男性が48.3%、女性が51.6%となっています。



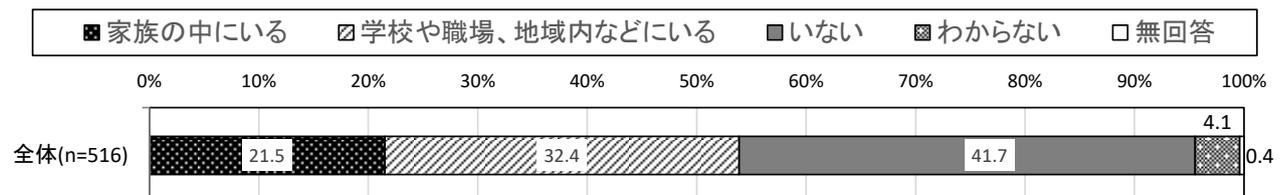
##### 年齢

「50・60代」が41.1%で最も多く、次いで、「70歳以上」、「30・40代」となっています。



##### 身近に障害のある人がいる(いた)か

「いない」が41.7%で最も多く、次いで、「学校や職場、地域内などにいる」、「家族の中にいる」となっています。



## (2) 調査結果

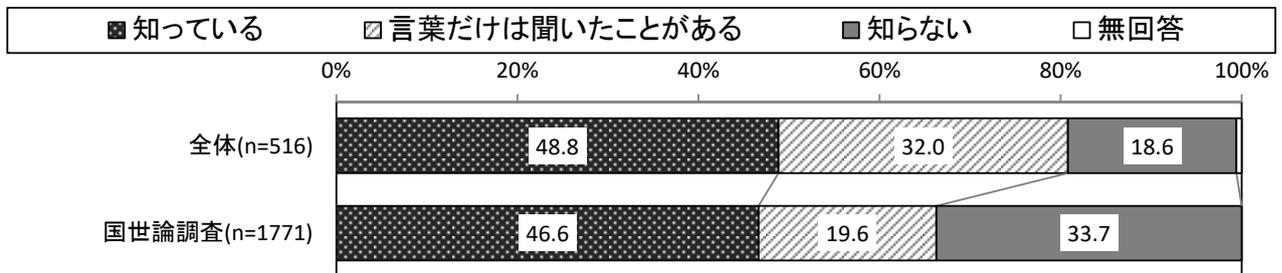
### 「共生社会」及び「障害者差別解消法」の認知度

「共生社会」の認知度（「知っている」及び「言葉だけは聞いたことがある」の合計）は約8割、「障害者差別解消法」の認知度（「法律の内容も含めて知っている」及び「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」の合計）は約4割となっています。

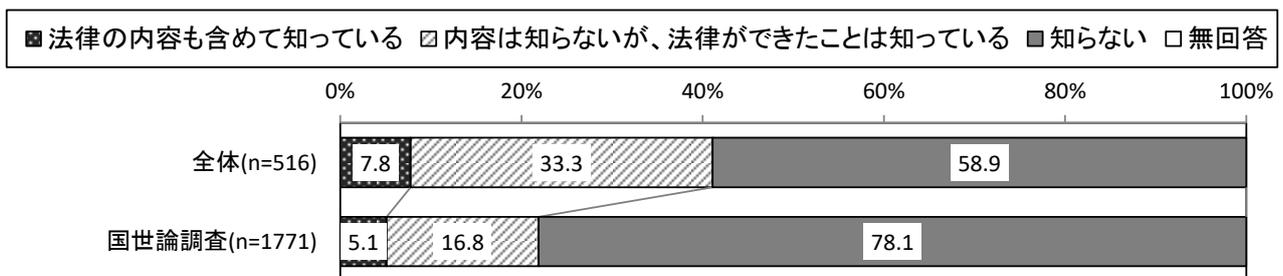
障害者に関する世論調査（平成29年内閣府実施）と比較すると、「言葉だけは聞いたことがある」、「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」の割合が高くなり、「知らない」の割合が低くなっていることから、平成29年から3年経ち、認知度は上がっていると考えられます。

一方で、「知っている」及び「法律の内容も含めて知っている」の割合は、世論調査よりやや高くなっているにとどまっています。これらのことから、言葉の認知度は上がっているが、内容の理解はあまり進んでいないという結果となっています。

【問 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか（単数回答）】



【問 障害のある・なしにかかわらず、互いを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを促進することを目的として、5年前に「障害者差別解消法」が施行されました。あなたは、この法律を知っていますか（単数回答）】



**「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」の年代別認知度**

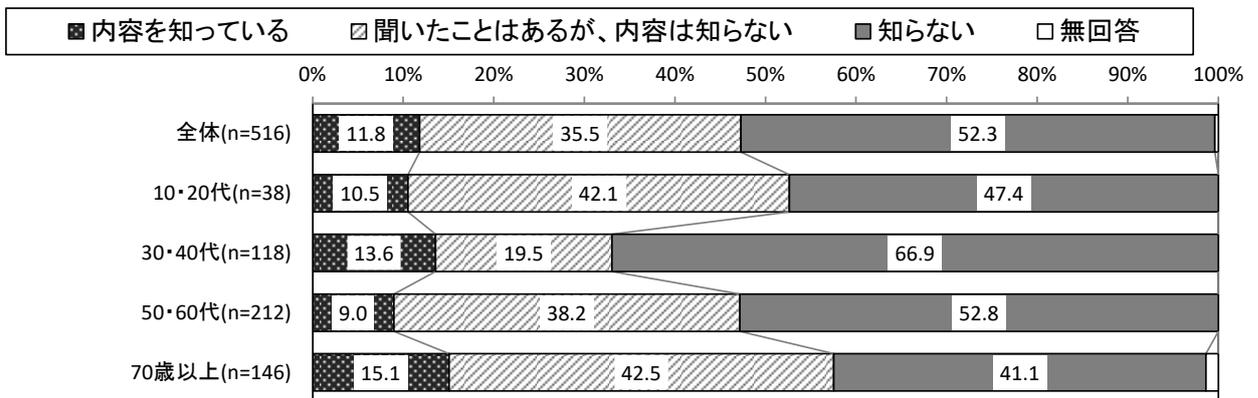
「不当な差別的取扱いの禁止」の認知度（「内容を知っている」及び「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計）は、全体では5割弱となっており、最も高い70歳以上においても約6割となっています。

「合理的配慮」の認知度は、全体及びいずれの年代も3割前後となっています。

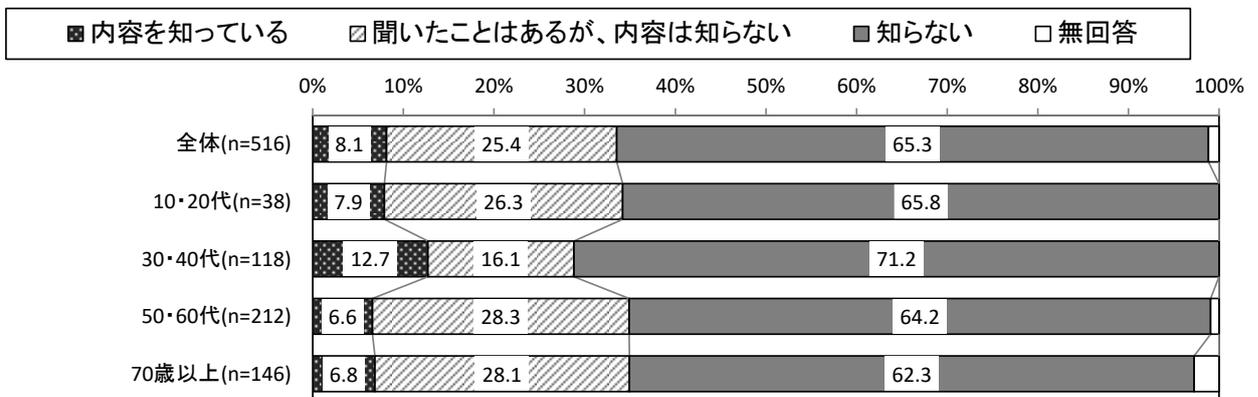
年代別にみると、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」ともに「知らない」と回答した割合は、30・40代において高くなっています。一方で、「内容を知っている」と回答した割合は、30・40代は他の年代より比較的高くなっています。

30・40代においては、言葉自体の認知度は低いですが、内容を知っている人の割合は他の年代より比較的多くなっていることから、関心の高い人と低い人の差が大きいと考えられます。

**【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「不当な差別的取扱いの禁止」について知っていますか（単数回答）】**



**【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか（単数回答）】**



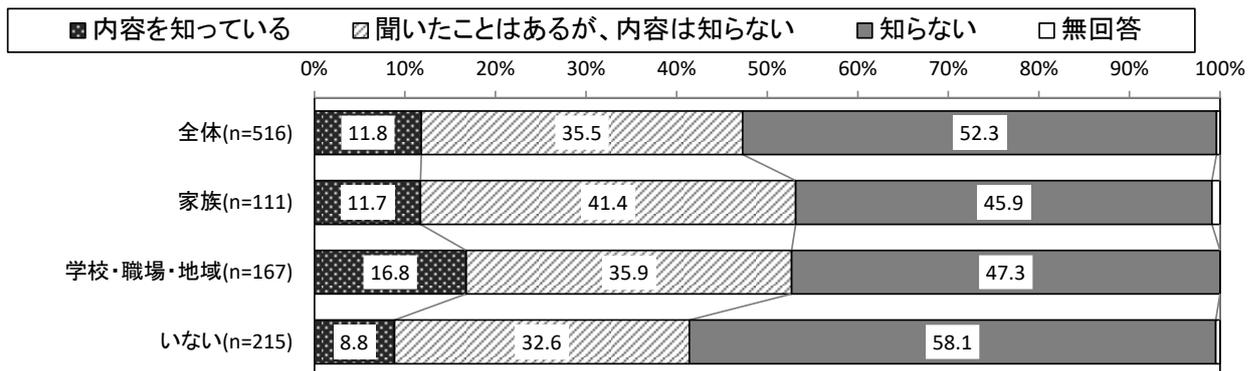
## 「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」の身近に障害のある人がいる・いない別認知度

「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」の認知度は、身近に障害のある人が「いる」人の方が高くなっています。

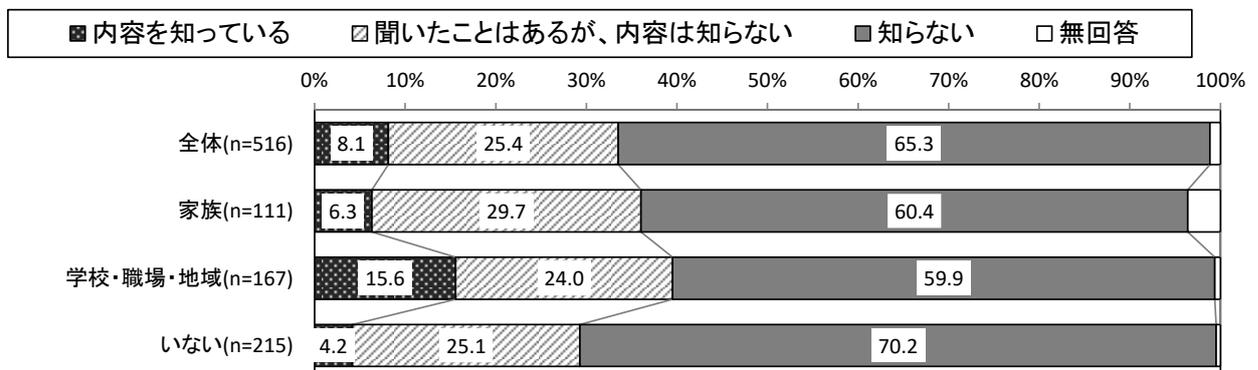
「内容を知っている」と回答した割合が高くなっているのは、障害のある人が「学校・職場・地域」にいる人となっています。

身近に障害のある人が「いる」と回答した中でも、「家族」にいる人より、「学校・職場・地域」にいる人の方が、内容の理解が進んでいる結果となっています。

### 【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「不当な差別的取扱いの禁止」について知っていますか（単数回答）】



### 【問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか（単数回答）】

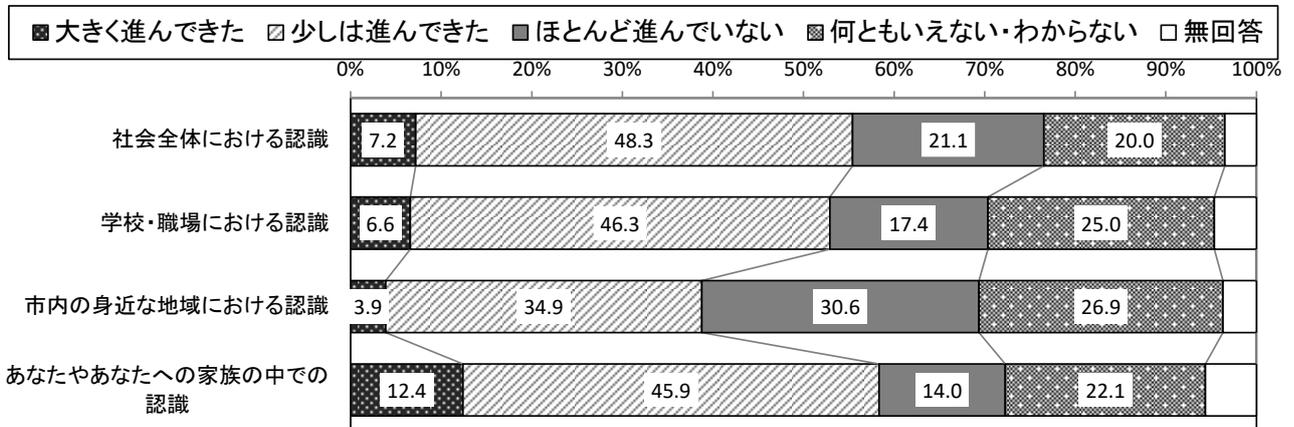


### 場面別における障害等への理解に対する進捗(この5年程度)の認識

社会全体における認識は、半数以上の方が「進んできた」(「大きく進んできた」及び「少しは進んできた」の合計)と回答しています。

場面別でみると、「市内の身近な地域」における認識において、「学校・職場」及び「あなたやあなたの家族の中」より、「進んでいない」と回答した人の割合が高くなっています。

#### 【問 あなたは、この5年程度で、障害等に対する理解が進んだと思いますか。(単数回答)】



### 障害を理由とする差別や偏見の有無に関する意識

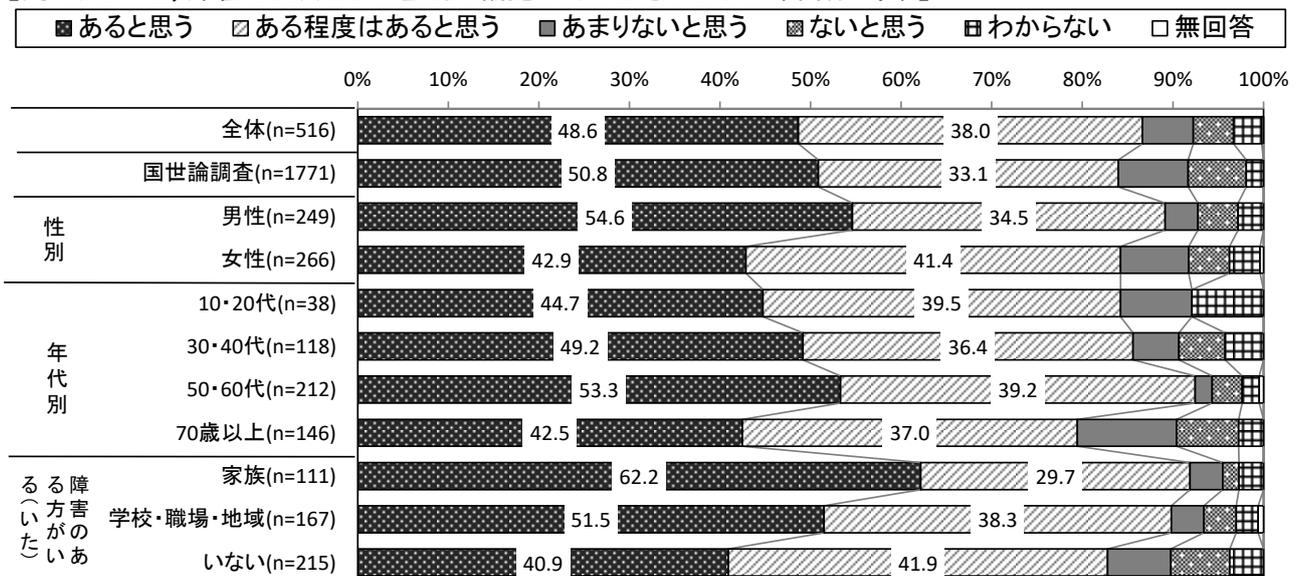
全体では「ある」(「あると思う」及び「ある程度あると思う」の合計)と回答した人は、86.6%となっています。国世論調査では83.9%となっており、本市の方が高くなっています。

性別でみると、「ある」と回答した人は、男性が89.1%、女性が84.3%と、男性の方が高くなっています。

年代別にみると「ある」と回答した人は、60代までは年代が上がるにつれて高くなっていますが、70歳以上においては低くなっています。

身近に障害のある人がいる・いない別にみると「ある」と回答した人は、「家族」及び「学校・職場・地域」にいる人が約9割、いないが約8割となっており、いないと回答した人の方が差別や偏見がないと思っている人が多くなっています。

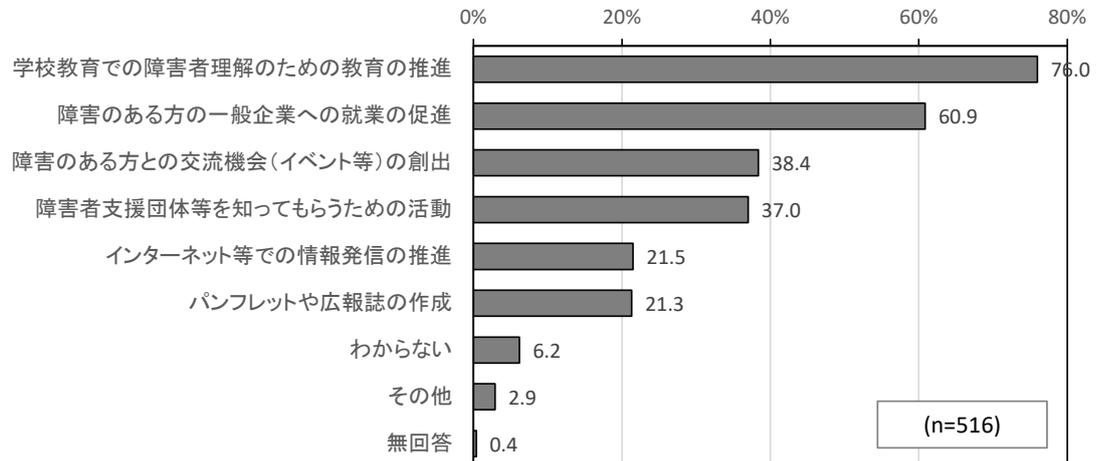
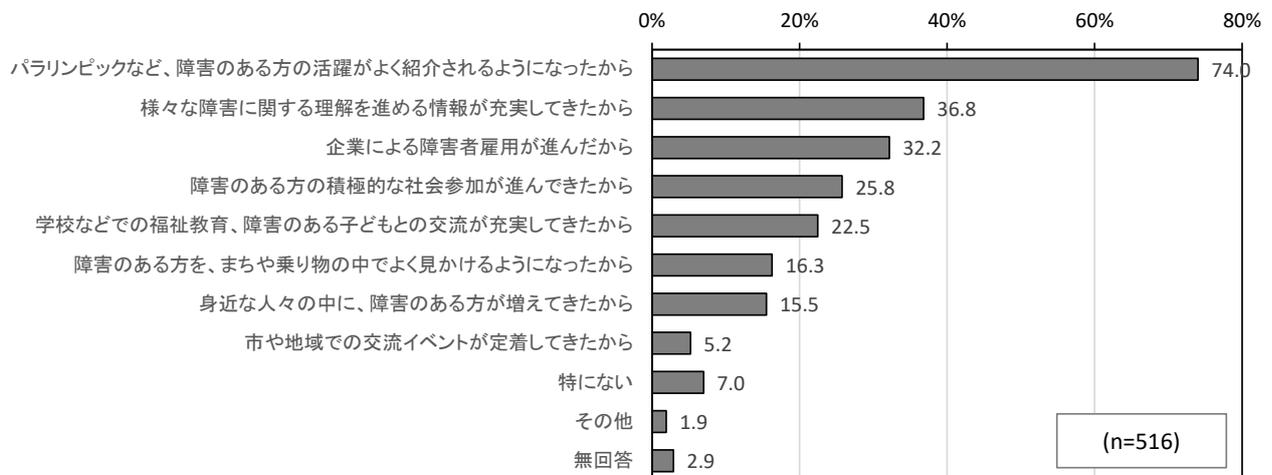
#### 【問 あなたは、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか(単数回答)】



**障害等への理解を深めるために必要なこと及び理解が進んだ理由**

障害等への理解を深めるために必要なこととしては、「学校教育での障害者理解のための教育の推進」が最も多く、次いで、「障害のある人の一般企業への就業の促進」となっています。

また、障害等への理解が進んだ理由としては、「パラリンピックなど、障害のある人の活躍がよく紹介されるようになったから」が他の項目より割合が高くなっています。

**【問 あなたは障害のある人に対する理解を、より深めていくために必要なことは何だと思いますか（複数回答）】****【問 障害等への理解が進んだ主な理由は何だと思いますか（複数回答）】**

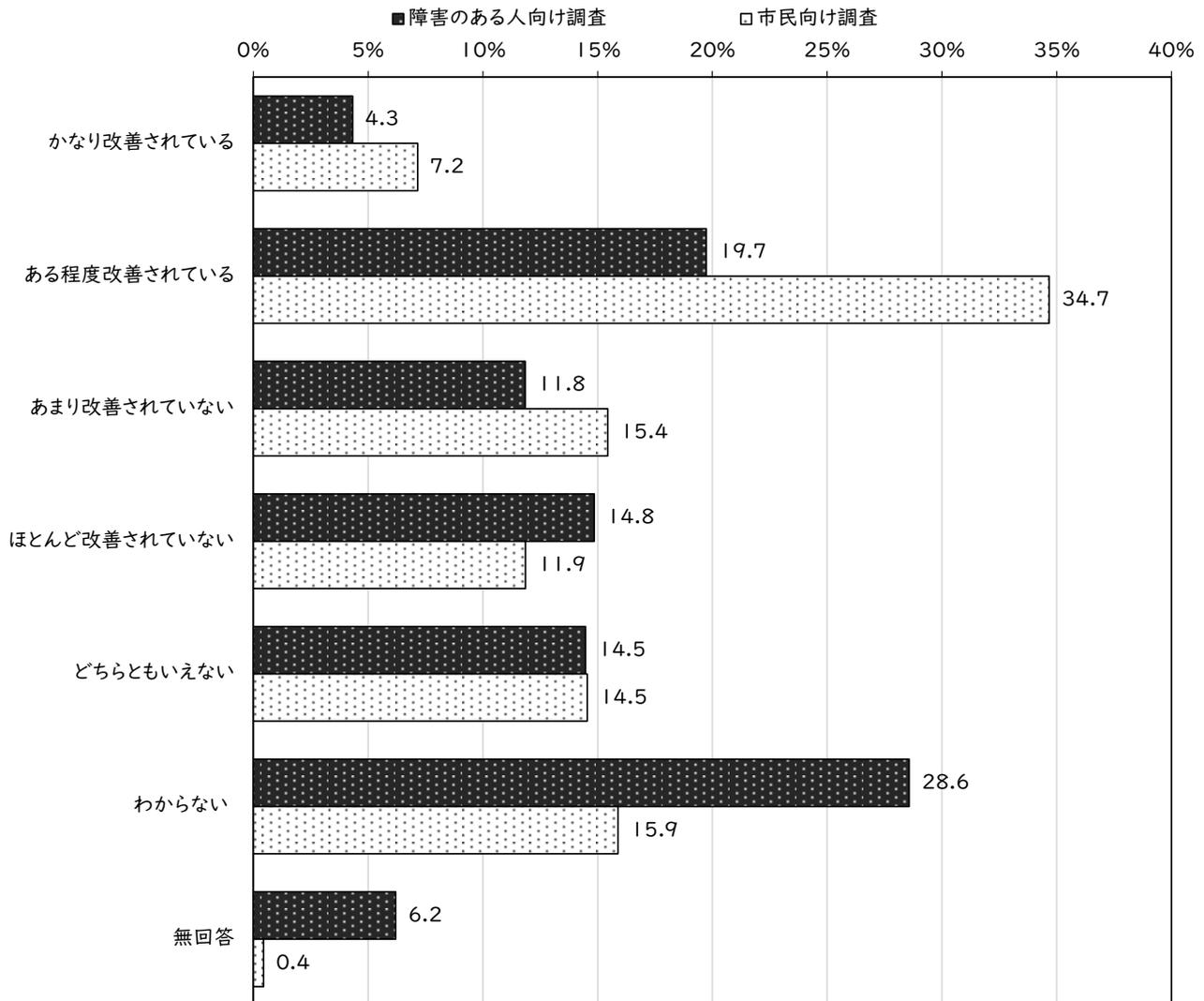
## 5 障害のある人向けと市民向けアンケートの比較

### 障害等に対する差別や偏見が5年前と比べて改善されたか

「かなり改善されている」、「ある程度改善されている」「あまり改善されていない」は、市民向けの方が高く、「ほとんど改善されていない」及び「わからない」は、障害のある人向けの方が高くなっています。

これらのことから、市民全体の意識より、障害のある人の方が、差別や偏見が改善されていないと感じている結果となっています。

【問 あなたは、障害者に対する差別や偏見は、5年前と比べて改善されたと思いますか。】



**障害の有無に関わらず安心して暮らしていくために重要と思うこと**

障害のある人向けの方が高くなっているのは、以下のとおりとなっています。

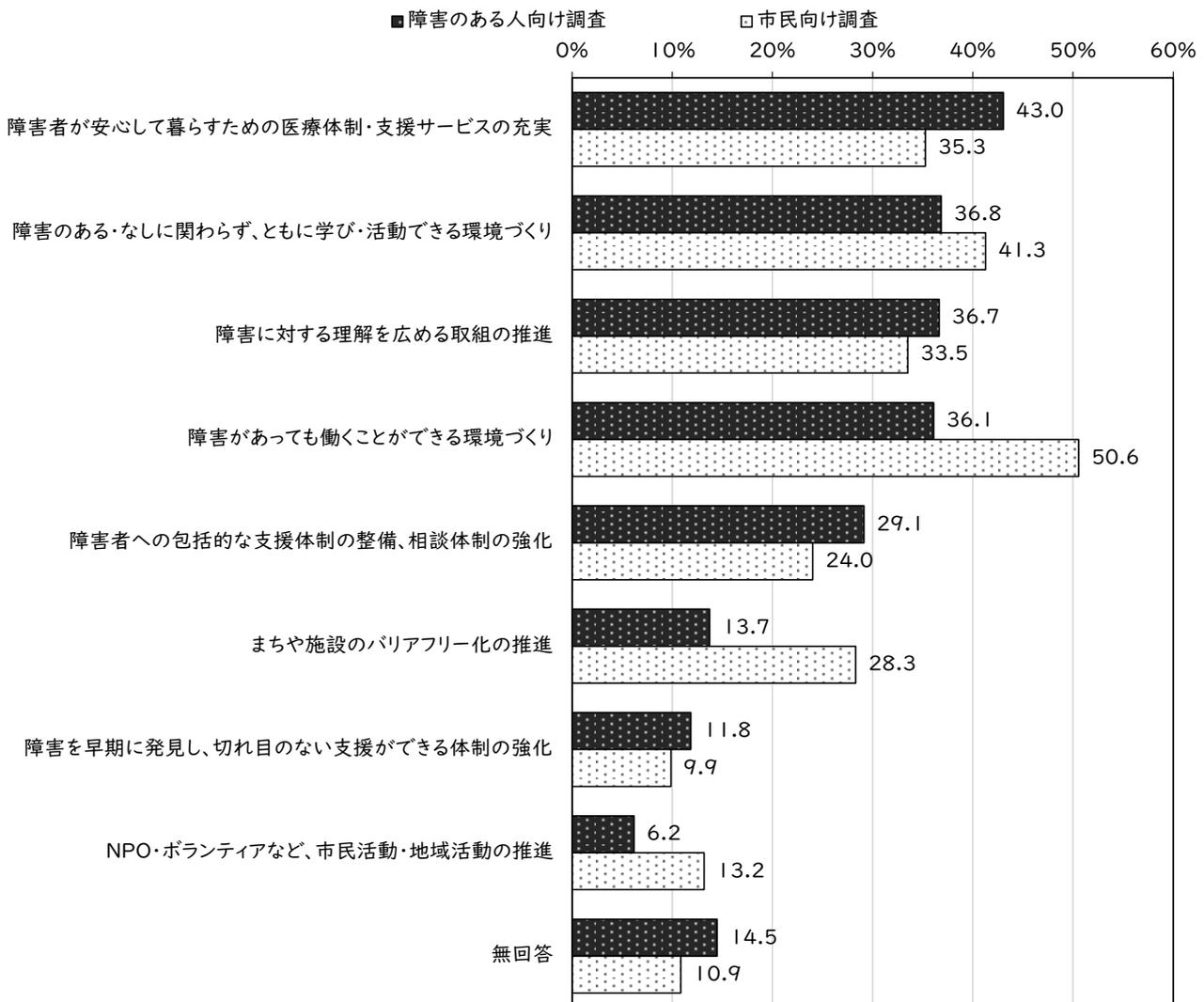
- ・「障害者が安心して暮らすための医療体制・支援サービスの充実」
- ・「障害に対する理解を広める取組の推進」
- ・「障害者への包括的な支援体制の整備, 相談体制の強化」
- ・「障害を早期に発見し, 切れ目のない支援ができる体制の強化」

一方で, 市民向けの方が高くなっているのは、以下のとおりとなっています。

- ・「障害のある・なしに関わらず, ともに学び・活動できる環境づくり」
- ・「障害があっても働くことができる環境づくり」
- ・「まちや施設のバリアフリー化の推進」
- ・「NPO・ボランティアなど, 市民活動・地域活動の推進」

障害のある人の方が高くなっているのは、自分の日常生活に関わりの深いサービス等の支援体制に関する項目となり, 市民向けの方が高くなっているのは、ソフト・ハード面で障害のある人の社会生活を支えるための項目となっています。

**【問 今後, 障害のある・なしに関わらず, 安心して自分らしく暮らせるまちにするために, あなたが特に重要と思うことは何ですか】**



## 6 障害福祉サービス等事業者調査結果

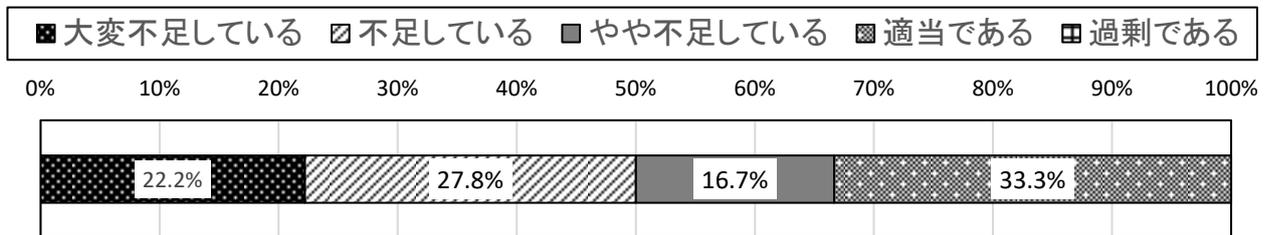
### (1) 調査概要および配布・回収状況

項目	概要
調査目的	本計画の改定にあたり、障害福祉サービスの利用実態や今後の障害者施策に対する意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的として実施しました。
対象者	市内で障害福祉サービス事業等を展開している事業者
対象数	20法人
調査期間	令和2年9～10月
回収数・率	18法人・90%

### (2) 調査結果

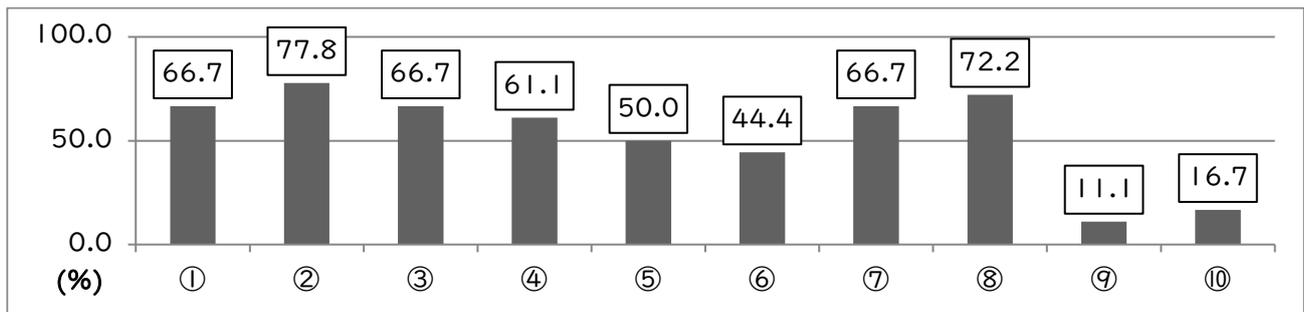
#### 【問 現在の職員の過不足についてお答えください(単数回答)】

「適当である」が33.3%で最も多く、次いで、「不足している」、「大変不足している」となっています。



#### 【問 職員定着のために実施している取組についてお答えください(複数回答)】

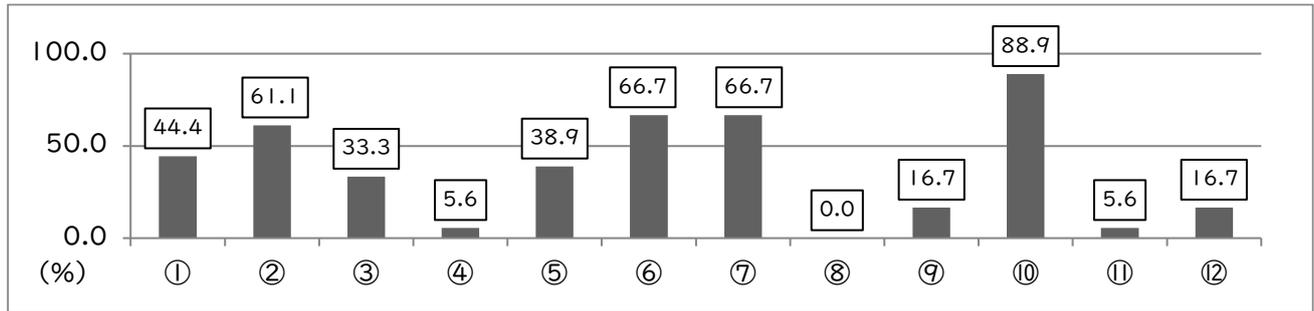
「資格取得のための休暇取得の支援」が77.8%で最も多く、次いで、「事業所内での研修機会の確保」、「資格取得のための金銭的な支援」及び「外部の研修への金銭的な参加支援」及び「福利厚生面(育休, 介護休暇など)の支援」となっています。



①	②	③	④	⑤
資格取得のための金銭的な支援	資格取得のための休暇取得の支援	外部の研修への金銭的な参加支援	外部の研修への休暇取得の支援	勤務条件(夜勤数, 勤務時間等)の改善
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
給与面での改善	福利厚生面(育休, 介護休暇など)の支援	事業所内での研修機会の確保	特に取組は実施していない	その他

**【問 事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか（複数回答）】**

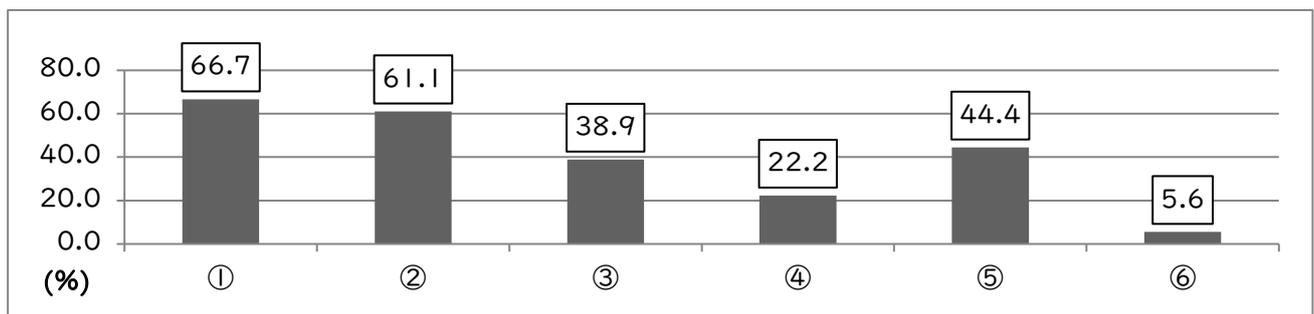
「各種研修会、学習会、セミナーの実施や参加」が88.9%で最も多く、次いで、「管理者が直接サービス提供の状況を確認し指導している」、「現場のスタッフが自発的に問題事例（生活問題等）に関するケース検討会などを行っている」となっています。



①	②	③	④	⑤	⑥
サービス提供のガイドライン、マニュアルを作成している	事故防止のためにヒヤリ・ハット事例の収集・共有を図っている	利用者や家族に対し満足度調査を行っている	積極的に外部評価を受けている（ISO, 第三者評価等）	独自の自己評価を実施している	管理者が直接サービス提供の状況を確認し指導している
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
現場のスタッフが自発的に問題事例（生活問題等）に関するケース検討会などを行っている	現場スタッフに任せている	意見箱を設置している	各種研修会、学習会、セミナーの実施や参加	特に取り組んでいることはない	その他

**【問 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援や地域の相談機関との連携強化等を担う「基幹相談支援センター」について、期待することはありますか（複数回答）】**

「困難事例等の相談」が66.7%で最も多く、次いで、「サービス事業所との連携推進」、「個別支援の動向」となっています。



①	②	③	④	⑤	⑥
困難事例等の相談	サービス事業所との連携推進	合同研修の主催	相談支援事業所への定期的な訪問	個別支援の動向	その他

## 7 成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査結果

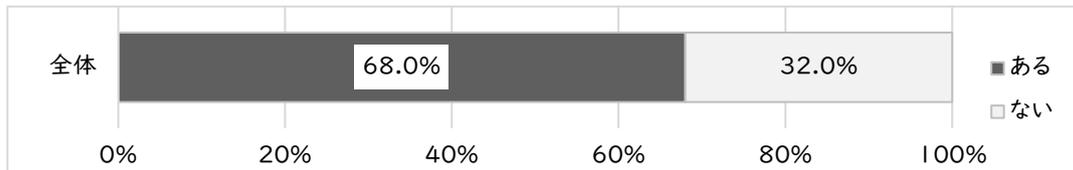
### (1) 調査概要

区分	内容
調査目的	市内の高齢者及び障害者の相談支援に関わる事業所における権利擁護の状況や課題について把握し、成年後見制度の利用支援等に向けた今後の協議や取組等の参考にすることを目的として実施しました。
調査対象者	市内において、障害者、高齢者の相談支援を行っている事業所及び障害者や高齢者が入所されている施設(居宅系:40事業所,入所系:52事業所)
調査期間	令和2年6~7月
調査方法	メールによる調査票の配布及び回収
回答数	居宅系34事業所(回答率:85%),入所系42事業所(回答率:81%)

### (2) 主な調査結果

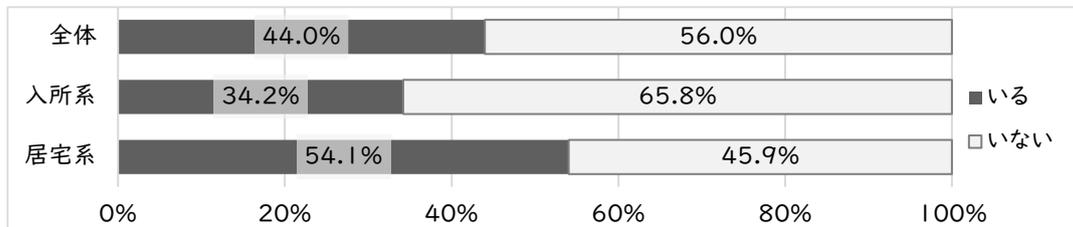
#### 利用者や家族からの成年後見制度の相談

利用者や家族からの成年後見制度の相談がある事業所は、全体の68%となっています。



#### 成年後見制度を利用した方がよいと思われる利用者の有無

サービス利用者で成年後見制度を利用した方がよいと思われる人がいる事業所は全体の44%となっており、居宅系が54.1%と割合が高くなっています。

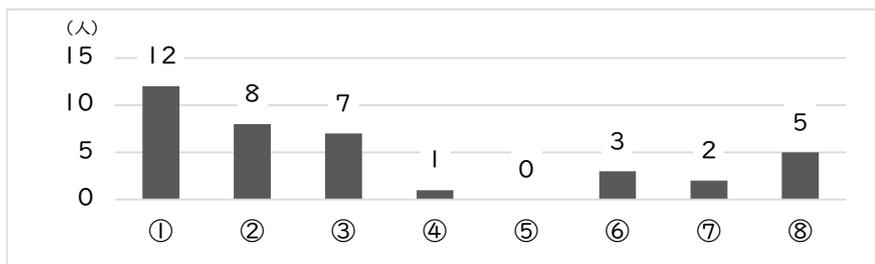


#### 成年後見制度を利用した方がよいと思われる人の数

「すぐにでも利用が必要と思われる人」は11人、「近い将来利用が必要な人」は174人となっています。

#### 成年後見制度の利用が必要と思われる人が現在利用していない理由

成年後見制度を利用していない主な理由としては、「本人が拒否」、「親族の反対」、「申立人がいない」となっています。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
本人が拒否	親族の反対	申立人がいない	後見人等の候補者がいない	後見人への報酬が支払えない	手続きがわからない	支援してくれる機関がわからない	その他

## 8 アンケート及び調査結果のまとめ

### (1) 障害に対する理解の促進及び福祉の心づくりの推進

- 障害に関する制度や考え方は、市民に浸透しているとは言えない状況であるため、理解促進への取組を進めていく必要があります。
- 障害のある人の半数以上が差別や嫌な思いをした経験があり、市民全体の意識より差別や偏見が改善されていないと感じている結果を踏まえて、福祉の心づくりへ推進を図る必要があります。
- 市民向けアンケートにおいて、年代や障害のある人が身近にいるかどうかによって、障害に対する理解の度合いが異なっている結果となっています。
- 市民向けアンケートにおいて、障害等への理解を深めるために必要なこととして、「学校教育での障害者理解のための教育の推進」が最も多く、次いで、「障害のある人の一般企業への就業の促進」となっており、障害等への理解が進んだ理由としては、「パラリンピックなど、障害のある人の活躍がよく紹介されるようになったから」が他の項目より割合が高くなっています。これらの結果を踏まえて、障害に対する理解の促進の取組を進める必要があります。

### (2) 親なき後等へ対応

- 障害のある人の介助者の高齢化が進んでおり、約4割の人が、現在介助をしてくれている人以外に介助をお願いできる人がいないという結果になっています。現在、介助を行っている人が介助を行えなくなった場合（親なき後等）を見据えた支援を行っていく必要があります。

### (3) 地域移行への支援

- 障害のある人で、現在「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」人の地域生活移行への意向は2割程度となっており、地域移行のためには経済的な支援やサービスの充実が求められている結果となっています。

### (4) 就労支援

- 障害のある人で福祉的就労から一般就労したいという意向は約2割、現在働いていない人の福祉的就労も含めた就労意向は、約4割となっています。一方で、職業訓練を受ける必要はないと回答した人も約3割おられる結果となっており、本人の意向に合わせた就労支援を行うことが大切となっています。
- 就労支援として必要だと思うことについては、上司や同僚、職場の『理解』が上位となっており、職場における周囲の理解を進める取組が特に求められている結果となっています。

### (5) 相談や情報提供

- 障害のある人の普段の相談先として行政機関等の相談窓口と回答した人は少なくなっています。普段の相談は身近な人に行うことが自然と考えられますが、相談窓口においても、障害のある人にとって相談しやすい環境づくりを進める必要があります。
- サービス等の情報の入手先としては、「行政機関の広報誌」が約4割と最も多く、「かかりつけ医や看護師」及び「サービス事業所の人や施設職員」は約2割となっています。障害のある人にとっては、行政や支援機関からの情報提供が重要となっています。

## (6) 外出支援

- 障害のある人で「毎日外出する」と回答した人の割合は、前回調査より減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、自分で外出できる人の外出機会が減少している可能性があります。外出する時に困ること及び外出しない・できない理由としては、外出手段、費用面、外出に対しての不安感が多くなっており、安心して外出できるような支援を行う必要があります。

## (7) 災害時等への対応

- 障害のある人で災害時に「一人で避難できる」と回答した人は4割程度、家族が不在の場合や一人で暮らしている場合、避難時に近所にあなたを助けてくれる人が「いる」と回答した人は約3割となっており、要支援者の避難を支援するための準備として情報収集に努める必要があります。
- 災害時に困ることとしては、「避難場所の設備や生活環境」、「投薬や治療」などの避難生活において、身体に直接影響のある項目が多く、次いで「迅速に避難できない」となっており、避難と避難後の生活支援のために個別の避難計画整備を進める必要があります。

## (8) サービス提供体制の維持と質の向上

- 職員数が不足している事業所は3分の2となっており、休暇取得支援や研修などの様々な職員定着への取組が行われていますが、事業運営上の大きな課題となっています。
- サービス向上のために、研修会、ケース検討会、事故防止のための情報共有など様々な取組が行われており、これらの取組を後押しするような支援が重要となっています。